

社会主義諸国による国有化

入江啓四郎

目次

第一節 第一次世界戦争後の国有化

- (1) ソヴェト政権の国有化諸政令
- (2) 国有化の対象による法的問題、(3) 新分離独立諸国との講和条約、(4) ゼノヴァ会議とロシヤの見解、(5) 国有化補償上の最恵国民待遇

第二節 国有化の領域外効力承認

- (1) ロシヤ・アジア銀行支店事件、(2) 銀行国有化とオースネル事件、(3) シベリア銀行、モスクワ会社、(4) 戦時非常措置適用会社の場合

第三節 国有化効力の制約、不承認

- (1) ロシヤ商船隊国有化政令、(2) ソ連邦対ロピット社事件判決、(3) コカシル対フエニックス判決、(4) レナ金鉱譲許契約と外交保護

第四節 第二次世界戦争と国有化

- (1) バルト三国のソヴェト体制化、(2) ペツァモ地域ニッケル企業、(3) 旧枢軸国講

和条約の補償規定、(4) 平時関係のフランス補償協定、(5) ユーゴ、アメリカ間補償協定

第五節 国有化の域外効力諸判例

- (1) ドイツ水素化学工業会社事件、(2) オースタライヒ憲法と国有化、(3) ストランスキー対チェコ銀行、(4) その他国有化効力諸判例摘要

第六節 中華人民共和国の強制措置

- (1) 中国共産党の外国財産没収綱領、(2) 治外法権撤廃と在華外国会社、(3) アメリカの公私預金凍結政令、(4) アジア石油会社財産の徴用令、(5) 会社、財産接収と外国諸判例

第一節 第一次世界戦争後の国有化

一 ソヴェト政権の国有化諸政令

広義の国有化とは、個人、私法人の所有に属する財産を収奪して、これを国家の所有権または管理権に帰することである。正当な補償のない国有化、すなわち没収をも含む。また会社、法人を接収して、その法人格をそのまま存続させても、国家がその排他的管理権を掌握する場合も、国有化と称せられることが多い。

国有化は、資本主義国、発展途上国、社会主義国等、国有化国の政治体制、経済的体制の相違によって、種々の目

的と動機をもっているが、社会主義国の国有化は、無産階級の権力によって、搾取階級の所有権を収奪し、これを国家的、社会的所有、全民的資産に転換するものであると説明される。⁽¹⁾

(1) Г. Е. Вилков : Национализация и международное право. Москва 1962, стр. 7.

先ず一般論として言えば、一国の公権力による財産的所有権の収奪には、種々の態様がある。その収奪にたいして、正当な補償が行われる場合は、單純に強制収用、所有権の収奪 (expropriation, Enteignung) であって、国有化ではあっても、この部類に属するものがある。これに反して、その措置が国有化または社会化 (Nationalisierung, Sozialisierung, Verstaatlichung) 等であって、何らの補償も行われないか、実質上、無補償に等しいものは、没収 (confiscation, Konfiskation) である。⁽²⁾ 論者が第一次世界戦争後、ソヴェト・ロシア政権成立後の国有化を指して、それは収用 (espropriazione) ではなくて、没収 (confisca) であるとするのも、同様の見地による区別である。⁽³⁾ それはソヴェト国有化諸法令には、何ら適当な補償を行う旨の規定もなく、また中には、補償を与えない旨、明示しているものもあるからである。

(2) Ignaz Seidl-Hohenveldern : Internationales Konfiskations- und Enteignungsrecht. Berlin und Tübingen 1952, S. 5.

(3) Giuseppe Cassoni : La nazionalizzazione delle società e il diritto internazionale privato. Padova 1959, pp. 3.

尤もこれは結果論であって、ソヴェト政権は、当初諸国と締結した条約で、国有化にたいする補償を約束しているものもあるし (後述、新分離独立諸国との講和条約及びドイツとのラパロ条約参照)、補償について、最惠国民待遇を約束し

たものもある(後述、国有化補償上の最恵国民待遇)。さらにゼノヴァ会議では、革命理論によって、国有化にたいする補償を拒否する見解を示すとともに、相手国にたいする自国の補償請求権を対置して、その相互的処理を主張している(後述、ゼノヴァ会議とロシアの見解)。

第一次世界戦争後、社会主義国は、ソヴェト・ロシアであり、ひいて社会主義国の国有化は、同政権によるものに限られるが、唯一の例外として、ハンガリーのソヴェト政権クン・ベラ(ベラ・クン)による国有化のあること、これも後に一言する(後述、国有化の対象による法的問題)。

以下先ずソヴェト政権による主要な企業国有化法の規定内容及び初期の外国系企業国有化措置を概観しよう。但し国有化法及びそれに基づく国有化措置は、これに尽きるのではない。他の国有化法等については、後述の各案件または判例に関連して、そのつど摘記することとする。

一 労働者の管理に関する全ロシア中央執行委員会及び中央人民委員会令(一九一七・一一・一四、新曆一一・二七)

これは直接には国有化に関するものではないが、国有化に先行する重要な法的基礎構成である。これは商工業、銀行業、農業、運送業、組合、商品生産、その他雇傭労働者、労務者を供給する類似の企業領域にわたる国民経済の計画的規制を目的として、生産、生産物及び原料の売買、その貯蔵並びに企業の財政面にたいし、労働者による管理を導入しようとしたものである(第一条)⁽⁴⁾。ここにいう企業は、別段内外企業もしくは外国系企業、外国資本の利害関係ある企業によって区別しているわけではなく、よつてその直後、諸国の領事は、モスクワ・ソヴェトにたいし、諸企業の労働者管理につき、またスイス使節は、北部地区国民経済会議にたいし、商社モーゼル(Moser)の労働者管

理につき、抗議したものである。スイスの場合は、モーゼル社は、専らスイス資本が導入されており、スイス政府としては、ソヴェト労働者管理令を承認しないとして、同社にたいして、これを適用しないように要請したものである。固りいづれの抗議または要請も、容れられたものではなかった。⁽⁵⁾ 凡そ一国籍会社の別国株主または外国資本を外交的に保護することは、技術的にも、本来至難なことである。

(4) Декреты советской власти. Том I, 25 октября 1917 г.—16 мая 1918 г. Москва 1957, стр. 77, § 58

(5) ハルロフ、国有化と国際法、前掲、八一—九頁

人民委員會議は、ロシア・ベルギー冶金会社(Русско-Бельгийское металлургическое общество)取締役会が、上述の労働者生産管理に不服で、同会社の清算(解散)について發表してより、その清算に先きだつて、同社資産を没収する旨の政令を發した(口曆一九一七・一二・一五、新曆二二・二八)。その内容は、ペテログラード地区、その他各地所在同社冶金工場の堅坑、工場、鉱山、家畜、農具及び同社に属する財産は、どのような財産であろうと、またロシアの内外いづれに所在するとを問わず、すべてこれを没収して、これをロシア共和国の所有物とすること、全従業員及び技師は、その職場に止まって、その任務を遂行する義務があること、任意の任務放棄または怠業は、有罪として、革命裁判所に引渡されること、ペトログラードにおける同社の事業管理規則、各工場、企業及び部門を地方労兵代議員會議、製造工場委員會その他類似機関の臨時管轄に引渡す条件については、商工人民委員の特別命令で定めること、等について規定したものである。⁽⁶⁾

(6) ソ連邦対外政策公文集、モスクワ、第一卷、六六頁、第三六号

没収の対象となつたものは、その性質及び所在の如何を問はず、一切の財産であるとされてゐるが、捕捉不可能な債権や在外資産まで、効果的に収奪し得るものではない。ここにも没収の領域的限界(屬地主義、領域主義)がある。

これより後も、ソヴェト労働政権により、数々の外国系企業が国有化された。(1) 人民委員會議は、株式資本の八〇パーセントが、イギリス及びドイツの企業家に属するヘルフェリッヒ・ザーデ(Helfferich-Zade)会社に属する全財産(工場、倉庫その他構成の如何を問はず、一切の財産)を国有化する旨議決した(一九一八・一・四)。(2) 事実上フランス諸銀行の管理下にあつたロシヤ冶金工場製品販売株式会社プロダメト(「冶金販売」、Prodamer)が国有化された(一九一八・一・二三)。(3) 株式の七〇パーセントがイギリスのレナ金鉱会社(Lena Gold Fields, Ltd.)に属していたレナ金鉱会社(Тенское Золотопромышленное Общество)も国有化された(一九一八・二・二七、後にやや詳述)。(4) イギリス、フランス、オランダ系石油企業諸社が重要な勢力を占めていた石油企業も国有化された(一九一八・二・二〇)。(5) これにひきつづき、外国資本の参加していた重工業は、重工業の全面的国有化に関する政令(一九一八・六・二八)で、国家の所有に引渡された。⁽⁷⁾

(7) ソ連邦対外政策公文集、前掲、第一卷、七一頁、注一一。なお最後の工業部門及び鉄道部門産業の国有化令(一九一八・六・二八)全文は、ソヴェト政權政令集、前掲、第二卷、四九八頁、第二六号。

二 銀行国有化政令(一九一七・二・二四、新曆二二・二七)及び旧民間銀行株式資本国有化令(一九一八・一・二三、新曆、二・五) 銀行国有化令により、銀行事業は、国家の独占とされ、当時存在した民間株式銀行及びその他銀行の管理は、国家銀行に統合された。⁽⁸⁾ また旧民間銀行株式資本国有化令により、同銀行資本は、全的国有化の基礎で、

ロシア共和国人民銀行に移転された。⁽⁹⁾ 銀行国有化政令に基き、各個の銀行にたいする国有化措置は、別に検討しなければならぬ。⁽¹⁰⁾

三 ロシヤ商船隊国有化政令（一九一八・一・二三、新曆二・五） これについては、右題名の下に後述する。

銀行国有令を含み、ソヴェト政権による国有化、これによる企業法人の解散、終止が、ソヴェト・ロシヤの領域外で、その効力を認められるか否かは、諸外国の判例に見て、一概に断定することはできない。それに先きだち、以下国有化の対象による法的問題を綜合することとしよう。

(8) ソヴェト政権政令集、前掲、第一巻、二二五頁以下、第一五四号。

(9) 同上、三九〇頁、第二六四号

(10) A. Гиндин: Как большевики национализировали частные банки. Москва 1962. стр. 5-

二 国有化の対象による法的問題

第一次世界戦争末期、ソヴェト政権の樹立以後、同政権下で行われた企業、財産の国有化は、国有化の対象、対象企業、財産の所在等から見て、その態様は多様であり、その法的効果について、利害関係国のとる立場も区々であった。

第一は、国有化の対象が純粹のロシア所在、全的ロシア資産であれば、他の諸国は、その効力を争うことはできない。国有化の効力は、他国の承認、不承認に依存するものではない。

一般的な原則論からすれば、凡そ私有財産権の収奪も、国権行為であり、一方では厳格な国家行為説によれば、他国は、その効力を問うことは許されない。『蓋し一國ハ、他國ニ対シテ、法ヲ行フコトヲ得ズ、何トナレバ一ノ同位者ハ、他ノ同位者ニ対シテ、支配權ヲ有セザレハナリ』(Non enim una civitas potest facere legem supra alteram, quia par in parem non habet imperium) とは、早くもイタリヤの法学者バルトーロ・デ・サッソフエラート (Bartolo de Sassoferrato, 1314-57) が唱導したところである。主権免除論の萌芽である。⁽¹⁾

(1) Bartolus: *Tractatus repraesalium* (1354) *Quaestio* 1, 3, § 10. Ignaz Seidl-Hohenveldern: *Internationales Konfiskations- und Enteignungsrecht*. Tübingen 1952, S. 6 u. Anm. 3.

他方では、一国の主権的行為、ひいては国有化の効力には、領域的限界があり、これは国有化または没収の領域主義または属地主義と呼ばれるものである。⁽²⁾ その一適用として、ソヴェト・ロシアの国有化にたいして、他の諸国は、自国領域内に關するかぎり、右国有化の効力を否認することがある。

(2) 入江、*国際不正競争と国際法* (一九六七年)、九八頁以下、一〇二頁、一二五頁以下。入江、*国際經濟紛争の争訟処理* (一九七一年)、七七頁、七九頁、一一三頁以下、一四六頁、一七〇頁、二二六頁、二二三頁、二三九頁以下、二六三頁

国有化対象企業が全的にロシア企業であっても、他国が自国内で、その効力を認めるには、その前提として、ソヴェト・ロシア政府の承認を要件とするものがある。承認以前には、ロシア政權、一般的には外国の国権行為にたいし、自国内では効力を認めず、承認によって、初めてその効力を認めるのである。これについては幾多の外国判例があり、ルーター対サゴール事件は、その典型的なものである。⁽³⁾ 第一次世界戦争後、ソヴェト・ロシアその他同一系諸

共和国を除き、社会主義国家としては、短期間、クン・ベラ政権下のハンガリーが存在しただけであるが、オースタライヒ裁判所は、同政権に没収された財産につき、原所有者の所有権確認の請求にたいし、オースタライヒ政府は、クン・ベラ政権を承認していたとして、右財産没収の効力を認め⁽⁴⁾た。

(3) 入江、国際経済紛争の争訟処理、一二五頁以下、一二八頁以下

(4) 同上、一三三頁以下

尤も国有化の効力を認めることについては、国有化政権の承認を前提とすることは、慣行上、必ずしも一定して⁽⁵⁾いるのではない。アメリカの裁判所は、数々の判例で、ソヴェト政府の承認以前、国有化の効力を認めている。

(5) 入江、前掲書、一四六頁

第二に、一国は、自国内自国財産を正当に国有化できるが、主権の領域的限界よりして、国有化の権能を在外自国財産にたいして、当然に及ぼし得るものではないとして、具体的な案件につき、国有化の効力を否認した判例も少ない。或は法廷地の公序則を援用して、その効力を否認するばかりか、法廷地法上の効力を及ぼすこともある。ここには国有化国と法廷地の公法的衝突を見ることになる。

第三に、ロシアに本店を有する会社が国有化され、その存在を終止したときは、その在外支店も、これにともなつて、必然的に終止する。『従タルモノハ主タルモノニ従フ』(accessorium sequitur principale)の理であり、ロシアは、固りこの見解を堅持するが、法廷地またこの原則に従うものがある。したがって在外支店は、もはや権利義務の主体ではなくなるのであるが、なおかつ清算法人として、従前に設定した債権、債務の整理にあたるか、または国

有化を行ったロシアもしくはその指定した特殊機関が、包括的に被国有化会社の内外積極、消極財産を継承するかの問題がある。支店の所在した外国の裁判所は、国有化による会社解散の効果を認め、ひいて自国内支店も終止して、例えば支店が振出し、または引受けた手形に関する債務も、同時に消滅するとしたものあり、あるいは清算会社として、清算任務に必要な期間、その存続を認めるものがある。さらには「事実上の会社」(les sociétés de fait)として、ひきつづき、その存続を認めるものがある。

第四に極端な場合には、被国有化会社の自国(非国有化国)内移転と存続を認めるものがある。時にフランスは、ロシアの国有化会社にたいして、支店、所在財産、ロシアよりの合流取締役員による営業の継続を認め、これを以て「事実上の会社」とするほか、手続的に住所を移転して、旧会社法人との同一性を保持させ、ひきつづき、営業を認められたものも少なくない。

さらにフランスでは、国際法上、外国人亡命者にたいして、国際法上の庇護権が与えられると同じく、ソヴェト政権を忌避して、外国に逃亡する会社を称して、「亡命会社」(les sociétés réfugiées)と呼び、第四フランス共和国憲法前文を指摘した後、会社にたいしても、その条件が妥当するかぎり、この庇護を与え得ないはずはないとする学説すらある。⁽⁶⁾

(6) J.-P. Niboyet: *Traité de droit international privé français*. Tome II, 2e édition. Paris 1951, p. 345, § 756. フランス第四共和国憲法(一九四六・一〇・二七)の前文第四文は、第五共和国憲法(一九五八・一〇・五公布)前文でも確認

国有化会社の本国では、会社はすでに解散され、消滅した以上、かつ庇護権の与えられるのは、自然人に限定され

る以上、国際法上の見地からすれば、この法理は認めることはできない。

第五に、法的にはロシア国籍の会社ではあつても、外資合弁のものがあつても、その国有化にたいして、外国資本の本国は、国有化を不当として、外交保護を試みたが、それは不成功に終つた。またロシア会社にたいする外国資本の地位、株主の地位よりして、株主の本国裁判所で、管理主義に基いて、外国人株主の権利主張が試みられたが、これも目的を果さなかつた。

第六に、外国会社がロシアで一定の企業譲許を取得し、後にその企業施設、財産が収奪(国有化)された例がある。企業の本国は、外交保護によつて、右の損失につき、ソヴェト政府にたいして、補償を要求した。ソヴェト政府は、事件紛争につき、企業にたいする外交保護権の行使に反対して、事は外交上の問題ではなく、ソヴェト譲許担当機関の管轄に属すると応酬して、解決は困難を極めたが、結局は関係両国政府間の妥協により処理された事例がある(後述のレナ金鉱事件)。

三 新分離独立諸国との講和条約

一方ロシア、他方旧帝制ロシアより分離独立した周辺諸国との講和条約では、新独立国の国民または会社、組合等に帰属すべき財産で、ロシアの国有化により、もしくは無償で、ロシアに徴発、収用または撤去されたもの(にたいし、原所有者による回復または補償請求権を認めた。その場合、株式会社に関しては、管理主義 (la doctrine ou théorie du contrôle; Kontrollprinzip od. Kontrolltheorie) を適用して、相手国の会社と看做すもの)の請求権に

つき規定したものもある。

ソヴェト・ロシアは、右周辺諸国との講和条約では、国有化にともなう補償について、最恵国民待遇的な規定を設けている。

ロシア、エストニア間講和条約(一九二〇・二・二)は、エストニアに流通しているロシア政府の有価証券等の償還、国有化会社等の発行した私的証券の償還にたいするエストニア国民の請求権を満足させるにつき、最恵国民待遇の規定を設けるとともに(第二二条第三項)、銀行国有化に関する中央執行委員会政令(一九一七・一二・一四、新曆一二・二七)により国有化されたエストニア所在銀行支店にたいするエストニア国民の請求権で、右法令布告以前に発生したもののうち、各支店の残存財産で、右請求権を満足させることを得ないものにかぎり、ロシアの国庫にたいする請求権と看做されるとした(第二二条第三項注、但し第一三三條参照⁽¹⁾)。

(1) 条約全文は、ソ連邦対外政策公文集、前掲、第二卷、三三九頁以下(第二二九号)

証券類の償還に関する最恵国民待遇は、一方ロシア、他方リトアニアとの講和条約(一九二〇・七・一二、第一〇条第四項)、ラトヴィアとの講和条約(一九二〇・八・一一、第二二条第三項)、国有化については言及していないが、フィンランドとの講和条約(一九二〇・一〇・一四、第二八条)でも規定している。⁽²⁾

(2) 各条約は、ソ連邦対外公文集、前掲、二八頁以下(第二二号)、一〇一頁以下(第五三号)、二六五頁以下(第一三七号)

ロシア、エストニア講和条約では、ロシア国有化銀行エストニア支店にたいするエストニア国民の請求権は、ロシア国庫にたいする請求権と認めたこと、前述のとおりであるが、一方ロシアと他のバルト諸国関係講和条約では、財

産権の回復及びロシアの請求権放棄または免除についても規定しているものがある。

一方ロシア、他方リトアニア講和条約は、ロシアの国有化諸政令発布当時、リトアニア国民、商社、会社及び株式会社は持分の多数がリトアニア国民に属していた株式会社(Большинство акций или паев которых принадлежало литовским гражданам)の財産で、現実にロシア政府の管理下にあるものは、これを各々その所有者に引渡すため、リトアニア政府に還付すべきことを約した(第一条第一項、なお同項注は、その除外規定)。これは財産の回復に関する規定であり、そのうち株式会社で、リトアニア国民に属していたものとは、会社の国籍如何にかかわらず、管理主義に基づき、リトアニア系会社として、その所属財産回復につき規定したものである。

そのほか、リトアニア講和条約は、ロシアによる一方的恩恵として、旧ロシア土地銀行または国有化ロシア土地銀行にたいするリトアニア小農民、小地主に属する債務の消滅について(第八条注)、また各種証券にたいするリトアニアの債務免除について(第二条第一項)規定している。

ロシア、ラトヴィア間の講和条約も、企業国有化以前に株式または持分の大部分がラトヴィア国民に属していた株式会社財産の返還について規定している(第三条注二)。これまた管理主義に基づき、リトアニア系会社として、これにたいする国有化財産の回復につき規定したものである。

ラトヴィア講和条約も、国有化ロシア土地不動産関係銀行にたいするラトヴィア小農の債務失効につき規定している(第一〇条注)。

以上はバルト諸国に関するものであるが、ロシア、フィンランド間の講和条約は、ロシア政府により、無償徴発及

び無償収用されたフィンランド私船の原所有者(フィンランド国民またはフィンランド商事会社)にたいする返還につき規定した(第二三条第三項)。このほか、フィンランド商事会社等のロシア所在財産にたいする債権、損害賠償請求権、取戻請求等の請求権に関する最恵国民待遇規定に関しては(第二八条)、先に指摘したとおりである。

最後に一方ロシア及びウクライナ、他方ポーランド間講和条約(一九二一・三・一八)も、搬出財産の返還、返還不能財産にたいする補償、財産の一部または全部の毀損にたいする補償等につき規定し、管理主義に基いて、ロシア、ウクライナまたはポーランドの会社とする規準を掲げている(第一五条)。さらに国有化または廃止されたロシア及びウクライナ国立銀行にたいするポーランド国民及び法人の請求権を認め、これについても規定している(第一七条)。

附言すれば、本条約は、ロシア及びウクライナにおける革命及び内乱によって生じた財産返還及び損害賠償に關し、ポーランド国民または法人にたいする最恵国民待遇につき規定している(第二〇条)。尤もこの種最恵国民待遇に關項の實際的意義は、ロシアと他の諸国間における請求権最恵国民待遇条項と相互的關係があり、いずれかの国が現に優恵待遇を享けたことを前提とする(次項、国有化補償上の最恵国民待遇参照)。

(3) ポーランド講和条約は、ソ連邦対外政策公文集、前掲、第三卷、三一八頁以下(第三五〇号)

新分離独立国に所在した旧ロシア会社が、新国家の国籍を取得するか、旧来の会社と法的同一性を保持するか、独立にともなう所在企業体の譲渡条件にも關連して、いささか異様の解釈も行われた。エストニアのリューベリ(後のエストニア首都タリン)所在ルーター会社や、ロシア所在財産は国有化されたが、エストニア所在企業は譲渡され、同一会社名義で、存続を認められた第一副線会社等は、その例である。⁽⁴⁾

(4) 入江、國際經濟紛争の争訟処理、七七頁以下、一二八頁、一三一頁、九四頁以下

以上ロシア及び周辺諸国間の各「平和条約」(мирный договор)は、大部分は戦争状態の終結につき規定しており(各条約前文及び本文第一条)、ただロシア、エストニア間平和条約は、これに該当する表現及び規定を有しないが、なおかつ敵対関係の存在したことを想わせる条項に見て(第三条、占領地帯の占領解除、第四条、戦争目的を有する政府または団体の禁止)、これまた講和条約と解される。

四 ゼノヴァ会議とロシアの見解

ソヴェト・ロシア政府は、初めて招かれた國際會議を機会に、国有化にたいする補償問題につき、自国の方針を述べ、實際問題として、補償の意思がない旨を明かにした。先ず國際會議の開催にいたる経緯を略述すると、同盟国最高會議はカンヌ會議の結果、ドイツ以下第一次世界戦争の敗戦国及びロシアを含めて、中央及び東方ヨーロッパの經濟復興を目的とする經濟及び財政會議を招集するに決し、事業の有益な成果を挙げるための三条件を決定した(一九二二・一・六)⁽¹⁾。

(1) ロシア政府に打電されたカンヌ決議、イタリア首相の電報(一九二二・一・二三)、チチエリン外務人民委員の回答(一九一九)は、ソ連邦対外政策公文集、第五卷、五六頁乃至五八頁、チチエリン電報は五六頁(第二〇号)

この基本方針にしたがって、ゼノヴァ經濟財政會議を開くこととなったが、その開催に先きだち、日本、イギリス、フランス、イタリア及びベルギー五国専門家の報告(「ロンドン覚書」)を基礎に、同盟国専門家ロンドン會議(一九

二二・三・二〇乃至三・二八)で、ゼノヴァ会議に備えた一連の提案及び勧告が採択され、そのうちにはロシアの復興に関する計画が含まれた。ゼノヴァ会議に入るとともに、その初段階で、ドイツ、ロシア間にラパロ条約が署名されたことは(一九二二・四・一六)、協商諸国にとっては、正に青天の霹靂であった。⁽²⁾ラパロ条約の請求権処理条項が、一方ロシア、他方諸国間の請求権処理に重要な影響をもたらしたことは、後に改めて説明するとおりである(次項、国有化補償上の最惠国民待遇)。

(2) 入江、国際法解義、三七二頁及び脚注三、なお二八〇頁参照

ゼノヴァ会議で、ソヴェト代表部は、カンヌ決議、特にロンドン専門家覚書に関する覚書(一九二二・四・二〇)を提出し、これにたいする批判や反論を試みた。⁽³⁾このなかでソヴェト政府は、諸政府にたいする債務承認問題、外債償還問題、国有化問題等に答えているが、できるだけ国有化問題に限定して、ロシアの見解を見よう。

(3) ソヴェト覚書全文は、ソ連邦対外政策公文集、第五卷、二三二頁以下(第一二六号)

(1) 革命理論による補償拒否 ソヴェト政権が前諸政府による債務の承認または企業の国有化、家屋の市営化または私有財産の収用もしくは没収にたいする申立を満足することを拒否しているのは、債務を履行する能力がないからでもなければ、その意思がないからでもなく、基本的性質及び政治的不可避の原因によるものである。

ロシア革命は、旧経済、社会、政治関係を全的に破壊し、新しい諸関係を以て、これに換え、ロシアにおける権力は、新しい社会階級にこれを与え、同時に、消滅した社会の経済関係、その社会とともに消滅した経済関係の一部を構成する民事的義務の継承は、これを断絶した。本革命の性格は、打克不可能の力をもっており、政治家の

単純な思考によって、客観的に弁駁され得るものではない。したがってロシア革命では、諸国の場合にもまして、多数の国際法学者も説くとおり、驚天動地の革命的変動による被害者にたいし、その所属本国政府が、損失の補償請求権を認めることには消極的であり、況や右請求を満足させるために、実力を行使することには反対である(附録第一で、カルヴォ主義を紹介⁽⁴⁾)。

(4) 上掲公文集、七三四頁注六八参照。カルヴォ主義の源泉は、カルロス・カルヴォの著、「ヨーロッパ及びアメリカの理論及び慣行国際法」(Carlos Calvo: *El derecho internacional teorico y práctico de Europa y America*. 2 tomos. Paris 1868)である。著者は、厳格な国際法は、債権の取立及び私的請求の申立(*el cobro de créditos y la demanda de reclamaciones privadas*)につき、明々白々のこと、政府の武力干渉を正当化するものではないとし、ヨーロッパ諸国がその相互関係で、不変にこの規則に従っているように、新世界諸国との関係でも、同じくこの規則に服さない何らの理由もないとした(第一巻、第二〇五節)。ロシアにたいする国有化補償につき、武力の行使が考慮されていたわけではなく、カルヴォ主義の援用は、妥当とは思われない。

カルヴォ主義よりさらに「カルヴォ条項」が生れ、私的請求権のために外交保護に訴えることを排除する主張となった。

(2) 戦災、放棄財産の破壊、国有化等による補償拒否 ソヴェト代表部は、戦争及びその結果より生じた経済的危険により生じ、または外国に退去した所有者の財産放棄による外人財産の破壊並に同盟国の対ロシア干渉及び内乱当時における外人財産の破壊にたいして、一切自己の責任は、これを無条件に拒否し、生産手段の国有化、外国人所属財産の収用につき、被害者にたいして補償する義務は、これを負担するかぎりではない。

(3) 財産収用の中止、損害補償の条件と実例 同盟国政府(及びその圧力下にある中立諸国)は、ソヴェト政府との公式的關係に入ることを拒否し、ソヴェト権力との合意によって、ロシア所在自国民財産の収用につき、その利

益保護を試みようとの举措は、微塵もなかった。その実、外国政府の各個代表者が自国民の利益を保護するため、ソヴェト政権と折衝に入り、可能と認められる場合には、ソヴェト政府は、財産の収用を中止して、補償を行ったのである。例えば若干の外人工場、所有権者またはその管理人は、ソヴェト政府と接触して、国有化を免れ、現在まで、私有財産権の原則に立って労務に従っている。外国政府は、交戦国、中立国の何れを問わず、このようにロシアの社会的転換に当って、自国民の利益保護に当ることなく、ロシアから自己の外交、領事代表を召還したばかりでなく、国民個人までも召還してしまった。外国企業は、ロシア一般経済にとって、極めて重要な意義をもっていたのであるが、右様の次第に終わったわけである。

(4) 外国の干渉及び封鎖 協商国は、ソヴェト・ロシアとの断交に満足せず、武力干渉及び封鎖の挙に出た(チエコスロヴァキヤ部隊、カザク部隊 シベリヤ、ヤロースラヴリ等における白衛兵、コルチャク、デニキン、ユデニチ、ウラングリ等の煽動、支持による北ロシア、黒海及びカフカズ等の地方的蜂起、軍事行動)。ロシアにおける地方的暴動は、外国の干渉がなかったならば、あのような破壊的内戦に発展しなかったことは確実である(附録第二参照。これはアメリカ、イギリス及びフランス三国政府のソヴェト共和国にたいする敵対的行動に関する十二文書を収録⁽⁵⁾)。

(5) ソ連邦対外関係公文集、第五卷、七三四頁 注六九

ソヴェト政権は、工業及び商業の国有化速度を強化し、ロシア所在外国財産の所有者にたいし、交戦国、特に同盟国政府により国際慣行に導入された企業の収用、没収または無補償国有化の措置を執ることを余儀なくされた。しかしソヴェト政府は、干渉にたいする防衛上、この権利が与えられたという理由で、外国人の人権及び財産権の

制限措置を講じたのではない。この措置を執ったのは、必要なかぎり、社会的福祉を保障するため、特に工業、商業の国有化計画を実現するためであり、この計画はまた新しい経済的、法的関係より、また封鎖によって、全世界より孤立化され、切断された国内で、生産と分配を急速に再組織する不可避の必要性より必然的に由来したものである。ここでソヴェト政府は、いずれの国にも属すること争わない権利、即ち一般的服従をもたらす権利及び国家の最高利益が要求する場合に、内外国民財産を管理する権利を使用したまでである。

同盟国による干渉と封鎖、その煽動による三年余の内戦で、ロシアの被った損失は、ロシア革命により被った外国人のロシアにたいする可能な損害申立を遙かに凌駕するものである。ロシア政府は、国外で差押えられ、またロシアより搬去された金及び多数貯藏品及び商品の全部に加え、軍事行動で破壊された鉄道、橋、輪転材料、港湾その他の施設、沈没させられた船舶乃至製造所、工場、堅坑及び多数私有財産、即ち焼失をもたらされ、破壊された都市家屋、地方の農家にたいし、補償を請求する。その外、ロシア政府は、自国の艦隊及び商船隊で、直接同盟国により、またはその保護下に、白衛軍により撤去されたものの回復を請求する。以上の請求と合せて、直接ロシアの国家経済及び私経済にもたらした損害と関連して、外国軍隊及び白衛軍の占領地域における軍事行動により、国有化工業及び私有財産にもたらした莫大な損害も、また補償を受けなければならない。内戦による何十万の廃失者及び戦亡者家族の扶養料も、これに数えなければならない。

以上ロシア国家、人民の受けた損害は、戦勝国であり、敗戦国より多大の償金を得た国民に属する旧ロシア所在財産の所有権者及びロシア旧債の所有者が請求するところに比べて、遙かに争いのない補償請求権である。

(5) 損失の相互的補償にたいするソヴェト政権の用意 ソヴェト政府は、以上にかかわらず、既に明示された賠償原則(一九二二・一・一一附印公報)の相互的遵守を条件として、外国人にたいし、損害補償の権利を認める用意がある。但しソヴェト政府は、ソヴェト政権の行動により外国人の受けた損害にたいし 同盟国及びその支持する白衛軍の破壊によるロシアの損害を対置し、右の損害補償を考慮する。

五 国有化補償上の最恵国民待遇

旧帝制ロシア領域より分離独立した諸国とロシアとの講和条約で、財産回復または国有化補償について、最恵国民待遇条項を設けたことについては、既に指摘したとおりである。ドイツ、ロシア間のラバロ条約(一九二二・四・二六、前述)は、ロシアがイギリス、フランス等諸国の熾烈な国有化補償請求に屈して、これに応じた場合に備え、そのようなときは、ロシアはドイツにたいしても、同じく、ドイツの請求権を満足することを約した。しかしその主眼は、ドイツ政府がロシアにあるドイツ公私財産国有化の効力を認めたことである。当時ロシアとしては、この国有化問題につき、諸国との相互関係を調整しようとしていた時であり、その規定は、一の先例として、ロシアにとって重大な意義があつたものである。⁽¹⁾条約の規定するところは、国有化問題の規制に限定されず、請求権一般に関するものであるが、次ぎのとおりである(第二条)。

(一) И. К. Кофманов: Ор Бреста до Параню. Москва 1954, стр. 202.

ドイツは、これまでロシア社会主義連邦ソヴェト共和国の法律及び措置をドイツ国民又はその私権及びドイツ国

家並びにその諸州に適用した結果、ロシアにたいして生じた請求権、その他ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国又はその機関がドイツ国民又はその私権にたいして執った措置より生じた請求権を放棄する。但しロシア社会主義連邦ソヴェト共和国が、第三国の同様請求権を満足しないことを条件とする。

この但書については、附屬の交換公文で補足し、ロシアが第三国の請求権を認めた場合は、旧ドイツ企業も、第三国企業と同等の基礎で対処することとして、将来両締約国間における特別な交渉の対象とすることとした(第一項)。

両締約国は、通商経済上の最恵国民待遇原則につき規定するとともに、この原則は、ロシアが他のソヴェト共和国又はその他旧ロシアの元構成部分であった諸国(前述新分離独立諸国)に与えている特権及び免除を除外する旨規定した(第四条)。

ラバロ条約が請求権の放棄につき規定し、但しその除外について、消極的、否定的な最恵国民待遇条項を設けたことは(第二条及び附屬交換公文)、ロシアの外国財産国有化にたいする諸国の請求権提起を封ずるための先例的定型を設定したものであった。後には一方ソヴェト・ロシア、他方諸国との二国間条約に規定した最恵国民待遇条項にたいして、消極的な影響を与えることになった。

この最恵国民待遇条項は、ラバロ条約のように、請求権の放棄を前提として規定した消極的規定方式とは異って、他の条約例に見るように、請求権の維持を前提として、それについて最恵待遇を約した積極的規定方式をとっている。しかしその適用、解釈上は、結局のところ消極的となったのである。以下その経緯を見よう。

ノルウェーは、ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国と暫定通商協定を結び(一九二一・九・二署名、ソ連邦最高会議は

九・一九、ノルウェー議会は九・三〇批准、協定第一三條)、相互に公式代表及び通商機関を交換することとした。本協定の縮結は、ノルウェー政府がソヴェト政府を事実上承認したものと解される。⁽¹⁾

(1) 協定全文は、ソ連邦対外政策公文集、前掲、第四卷、二九八頁以下、第二〇三号文書。本書は、その編注で、本協定は、ノルウェーによるソヴェト・ロシヤの事実的承認を示すものとしている。七八七頁、注五六。新国家の承認か、新政府の承認かについては、入江、国際法解義、一六三頁、四四一頁参照

次でノルウェー政府は、ソヴェト連邦が形成せられるとともに、同連邦政府を法的に承認し、かつ両国代表署名の声明で、相互に相手国及び国民の請求権を維持し、これにつき最惠国民待遇を与えることとした(いずれも一九二四・二・一五)⁽²⁾。

(2) ソ連邦の形成については、入江、国際法解義、七五頁。ノルウェーのソ連邦政府承認書簡は、ソ連邦対外政策公文集、第七卷、一〇七頁、第五一号文書。請求権に関する共同声明は、同上、一〇八頁、第五二号

請求権に関する共同声明では、(1) 両国政府は、相互に一方の他方にたいする要求及び各自国民及び会社の財産または権利に関する要求及び請求権並びに現政府または旧政府の債務にたいする請求権を維持すること、(2) いずれの政府も、財産の補償または回復に関する請求権を放棄しないこと、この履行にあたっては、最少限度、第三国または同国民に与えるのと同様の最惠待遇が与えられなければならないこと、について合意したことを明かにしている。

附言すれば、両国政府は、これより直後、両国間に正規の外交関係を設定した(一九二四・二・一六のノルウェー書簡、三・一〇のソヴェト書簡)⁽³⁾。

(3) ソ連邦対外政策公文集、同上、第五一号文書、

次でソ連邦及びスウェーデンは、通商協定を締結し（一九二四・三・一五署名、五・一〇批准書交換、第一〇条）、その際、ソヴェト全権は、一の声明を發して（三・一五）、旧ロシア艦隊所属軍艦及び国有化された商船隊所属船舶で（一九一八・一・二六の商船隊国有化法）、ソヴェト政府により、又はその同意により売渡されたものでない船舶にたいするソ連邦の所有権を保有すること、すでに同様の声明は、度々全世界にたいして行つて来たこと（後述ロシアの商船隊国有化政令参照）、ソヴェト政府は、右船舶は、ロシア人民の所有に属し、その財産権については、争う余地がないのであるから、その何れについてもスウェーデン国民または商社の所有権を拒否し、ロシア人民の財産であると目すと、等について明かにした（国有化日附は原文のまま）。

ソ連邦及びスウェーデン兩國政府は、同じく通商協定の署名と同日（三・一五）、請求権に関する共同声明に署名して、前掲のソ連邦及びノルウェー共同声明と同一の主旨を明かにした（本声明には、批准についての留保がない旨明示されている。声明未段⁽⁴⁾）。

(4) 通商協定、ソヴェト全権の声明、兩國請求権共同声明は、ソ連邦対外政策公文集、第七卷、一四七頁以下、第七五号。本通商協定は、現在（一九六三年、第七卷刊行当時）も、ひきつづき有効である（第七卷、七〇五頁、注二六）

スウェーデン政府は、通商条約署名の機会に、ソヴェト政府を法的に承認し、正常の外交關係を設定した（一九二四・三・一五、スウェーデン外相往簡、三・一六、ソヴェト外務人民委員復簡、三・二二、代理大使任命に関するスウェーデン外相書簡⁽⁵⁾）。

(5) 同上、一五三頁以下、第七六号

またデンマークも、ソヴェト政府にたいする法的承認、外交関係の設定及び請求権の留保(後者は共同声明)を行った(一九二四・六・一八)⁽⁶⁾。

(6) ソ連邦対外政策公文集、同上、三八一頁以下、第一七二号(第一乃至第五文書)

他方ソヴェト政府は、在外国有化商船にたいする所有権主張について、デンマークにたいしても、スウェーデンにたいして行ったのと同様の声明を発した(同日)⁽⁷⁾。

(7) 前述公文集、三八五頁(第六文書)。

以上一方ロシア、他方諸国との二国間条約は、ラパロ条約が請求権放棄について、消極的に最恵国民條款につき規定したほかは、他の条約は、いずれも請求権の保持について、積極的に同條款について規定した。通常は、このように肯定的に規定した以上は、相互の請求権につき、積極的に解決するのではあるが、ロシアとの請求権保持に関する最恵国民待遇約束は、ついに実践的に具体化することなく終った。蓋しソ連邦は、この約束に基いて、確約を履行したことは、未だ曾てなく、逆に他の諸国にたいし、一貫して、拒否的態度を示した。固り諸国の既得権にたいする保護の原則は、ソ連邦の立場によって動揺したというのではなく、むしろこれにたいして非難を重ねて来たのであるが、具体的効果は挙げなかった。⁽⁸⁾

(8) Herman Mosler: *Wirtschaftskonzession bei Änderung der Staatshoheit*. Stuttgart 1948, S. 60-61

恐らくこの根原は、ドイツがラパロ条約で、ソヴェト・ロシアの諸法律及び諸措置の適用より生じたドイツの公私権利を放棄したことである(第二条、前述)。さらに右放棄は、ドイツとして、右諸法律及び諸措置のドイツ国内にお

ける効力を認めたものとしなければならず、ひいてドイツ国民及び非ドイツ国民は、これによりドイツ裁判所にたいし、公序則に訴えて、救済を請求する権利を奪われたことになる。⁽⁹⁾

(9) Arthur Nussbaum: Deutsches Internationales Privatrecht. Tübingen 1932. S. 68.

右の意義におけるラバロ条約とドイツ公序則の関係については、ドイツの判例を参照すべきである(後述ラバロ条約とドイツの公序則)。

最後に日ソ両国間の請求権問題につき附言すれば、国有化補償に関するものではないが、日ソ間基本法則条約(一九二五・一・二〇署名、二・二六発効、四・一五批准書交換)は、ロシアの発行した公債及び国庫証券にたいする日本国家及び国民の最恵待遇享有につき規定した(議定書、甲、第二条⁽¹⁰⁾)。

(10) 入江、大畑、外交史提要、二八五頁

第二節 国有化の領域外効力承認

一 ロシヤ・アジア銀行支店事件

ソヴェト・ロシヤの国有化にたいして、諸外国がその効力を認めるか否か、判例は区々である。以下フランスその他諸国の判例で、先ず国有化の効力を認めたものを見よう。国有化効力の承認、不承認、その理拠は、一国の判例でも、必ずしも一貫しているわけではない。

フランスにおけるソヴェト国有化会社には、二種類ある。第一は、その国有化以前、つまり帝制ロシア時代に、フランス領域内に、ロシア会社の支店を設けていたものである。この種会社は、その本国における国有化措置により会社の消滅とともに、その支店も、自動的に消滅したか否かが問題となる。即ち『従タルモノハ主タルモノニ従フ』(Accessorium sequitur principale) の原則を以て論ずるか否かである。第二は、国有化令の後に会社の住所をフランスに移転したものに変わり、右住所移転の効力は、法的に認められるか否かである。ソヴェト法上は、国有化令により会社は消滅した以上、住所移転の効力は、絶対に認められない。会社の本国法は、ソヴェト法であり、国有化令により会社が解散され、かつ消滅した以上、その後になつての会社移転は、全く違法とされるからである。⁽¹⁾

(1) Giuseppe Cassoni: *La nazionalizzazione delle società e il diritto internazionale privato*. Padova 1959, p. 39-40

しかしフランスの判例は、それほど単純ではない。第一次世界戦争後、ソヴェト政権により会社国有化の効力に関して、最も判例も多く、学説上の検討も多かったのは、フランスであるが、その判例は、必ずしも統一的ではない。一般的に言つて、(i) ソヴェト国有化法は、フランスの公序に反するとして、フランスではその効力を否認するものと、(ii) これとは反対に、被国有化会社は、国有化により消滅したとし、その消滅を事実として認めたものがある。後者の例として、先ずロシア・アジア銀行支店事件を見よう。

国有化されたロシア銀行の本店が、国有化以前に在外支店あて振出した小切手の所持人は、国有化により消滅した銀行またはその支店にたいし、もはや支払のためにする呈示を行ったり、振出人にたいし、支払拒絶証書の作成を求めて償還の請求を行うことはできず、さればと言つて、国有化によつて、銀行の債権、債務が包括的に別機関に移転

したとの論理をとつても、これにたいして手形上の権利を行使し得るかは、實際問題として、大きな疑問である。

ソヴェト中央執行委員会の銀行国有化政令(旧曆一九一七・一二・一四、新曆一二・二七)は、(1) 銀行業務は国家の独占とすること、(2) 現存民間銀行株式会社及び銀行勘定は、国家銀行(Государственный Банк: Госбанк)により併合すること、(3) 清算諸企業の積極、消極財産は、国家銀行により接収すること、(4) 民間銀行の国家銀行による併合については、特別政令で定めること、(5) 民間銀行の暫定的事務管理は、国家銀行に引渡すこと、(6) 小領金者の利益は、全的に保障することとした。⁽¹⁾ この政令も示すとおり、民間銀行にたいする国有化の完結措置は、この政令を基礎として、後の具体的政令で行われたものである。

このように諸民間銀行の国有化とともに、その積極及び消極財産は、国家銀行に総括的に承継されたのであるが、さればと言つて、国有化以前に諸行またはその支店の振出し、在外支店を支払人とする小切手等の所持人が、国家銀行にたいして、手形上の権利を行使することは、実際上は不可能であつた。

(1) ソヴェト政權政令集、前掲、第一卷、二三〇頁(第一五四号)。

フランスの一裁判所は、法理上の見地として、銀行の国有化によつて、フランス所在銀行支店との連繋及び連帯性は、全的に終止し、ひいて右銀行の振出した小切手の支払請求もできないとした。尤もそれまでフランスは、ロシアの国有化銀行は、取締役会のフランス移転で、銀行の住所は、フランスに移転したとし(一九二一・五・二〇、セーナ商事裁判所判決、カロン対ロシア商工業銀行事件、一九二二・四・二六、ヴラスコ対ロシア・アジア銀行事件)、また銀行本店または在ロシア支店振出、在フランス支店を支払人とする小切手は、国有化後も有効としていた。⁽²⁾ したがつて以下述べる

判決は、全く異色のものであり、以前及び以後の諸判例に反するものだと称される⁽³⁾。

(2) *André Sollogoub; La nationalisation des Banques en Russie et ses effets à l'étranger.* Paris 1939, pp. 51

(3) 同書、五二頁

原告は、ロシヤ・アジア銀行パトゥーム支店振出、パリ支店を支払人とする一覽払小切手三通の所持人(振出日附は、いずれも一九一九・一二・二二)、右振出より三年後に支払人に呈示したが、その不支払にたいし、セーヌ商事裁判所に訴を起した(小切手の性質につき、一八六五・六・一四法、一八七四・二・一九改正法第一条援用)。原告は、パトゥーム支店より、本件被告パリ支店あての小切手振出に関する書簡を法廷に提出し、自己の所持する小切手の振出人及び支払人の同一性を立証して、被告に支払の義務あることを申立てた。

これにたいして裁判所は、原告が支払呈示までに三年を空過し、その間、銀行の国有化が行われたについては、自己の責任に帰するほかはなく、これにより本件小切手資金は消滅し、ロシヤ諸銀行の国有化は、在フランス諸支店または代理店との連繋及び連帯性を一切切断したとして、原告の請求を棄却した(一九二四・八・二〇)⁽⁴⁾。

(4) *Nationalisation de la succursale de Russie. Déchéance du bénéficiaire du chèque.* Tribunal de Commerce de la Seine. 20 août 1924. R. A. Mkeidze c. Banque Russo-Asiatique (Succursale de Paris). Clunet 1925, pp. 384

本件は、フランス政府によるソヴェト政府承認以前の判例である。やがてフランス政府は、ロシヤ政府を承認し(一九二四・一〇・二八の往復書簡)、その後は、一時的ではあるが、政府の承認によって、被承認国政府の行為は、合法的であるとの見地に立って、国有化の効力を認めた判例もある⁽⁵⁾。

(5) ソログロブ、ロシヤ銀行国有化、前掲、五七頁以下。入江、國際經濟紛争の争訟処理、一五四—一五五頁で、パリ裁判所及びボルドー裁判所の判決日として示したのは、兩判例中、フランスのロシヤ政府承認年月日として掲げたもの故、これを削除する。

特に国有化された会社がフランスに支店を有せず、または復活されなかった場合(“en l'absence de toute succursale ou de toute reconstruction dans ce pays”)は、もはや当該会社は、消滅したものとされた(一九二五・五・九、セーム民事裁判所判決⁽⁶⁾)。

(6) Clunet 1926, pp. 126

二 銀行国有化とオースネル事件

ソヴェト政府を承認していない外国によっては、必ずしもソヴェト・ロシヤの国権行為にたいして、自国内では、効力を認めないとする主義をとっているものがある。スイスでも、州裁判所は、ロシヤの銀行国有化にたいして、その領域的限界を指摘して、スイスでの効力を否認したのであるが、連邦裁判所は、政府不承認による國際法上の問題と国有化の効力、即ち銀行終滅の効力がスイス所在銀行支店に及ぶことは関係がないとして、国有化の効力を認め

た。
ペトロヴラーツ、國際商事銀行 (Первоградский международный коммерческий банк, Banque Internationale de Commerce de Petrograd) は、帝制ロシヤ時代、皇帝の裁可を経た定款(一八六九・五・二八裁可)により、その

社会主義諸国による国有化

二九(三〇九)

年、主事務所をペトログラードとして設立された銀行である(ドイツ資本四〇%)。第一次世界戦争中(スイスは中立)、同行は、ジュネーヴに支店を開設した。被告、パリのイグナス・オースネル(Ignace Hausner)は、同行支店にたいし、交互計算信用の担保として、各種の証券を寄託した。オースネルは、右信用設定の約定条項として、相場が下落した場合は、担保証券の追加または現金の払込によって、常に二〇%の剰余を維持すべく、それを行わないときは、銀行は、直ちに債権を取立て、または、担保を換価し得ることとされていた。本件契約の準拠法はスイス法と指定され、オースネルの管轄住所は、ジュネーヴに設置された。

以下述べる事件当時は、スイスは、まだソヴェト政府を承認していなかった。⁽¹⁾

(1) スイスのソヴェト政府不承認の理由及び後に承認、外交関係の設定については、入江、国際法解義、四四四頁以下、一七一頁、四四二頁、四四六頁以下

原告ペトログラード国際商事銀行対被告イグナス・オースネル間の争訟に入るに先きだつて、攻撃防禦に關係あるロシア・ソヴェト政權の銀行国有化措置について、指摘しておく、先ず事前に同銀行その他諸行にたいして、占拠の命令が發せられ(ロシア曆、一九一七・一二・一三)⁽²⁾、占拠当日、銀行国有化に関する全ロシア中央執行委員會の命令が發せられた(ロシア曆一二・一四、新曆一二・二七)。その内容は、既述のとおりである。

(2) 本件ペトログラード銀行にたいする命令正文は、ギンデン、私有銀行の国有化、前掲、四三頁

オースネルは、ペトログラード国際商事銀行ジュネーヴ支店と数次の取引を行っているうちに、若干借越となつた。よつて銀行は、担保と信用の保証剰余二〇%が切れたので、負債額を支払うか、新に担保を追補するかを督促し

た(一九二〇・一一・二〇)。オースネルは、この督促に応ぜず、よって同行(ジュネーヴ支店)は、オースネルを相手取って、ジュネーヴ第一審裁判所に訴え、被告にたいし、六万二八五スイス・フランの支払を請求した(一九二一・七・二三訴状)。

これにたいして被告は、原告のペトログラード銀行は、もはや法的に存在せず、被告を拘束する機関でもないとして、原告の訴を却下するよう申立てるとともに、損害賠償として、二五万〇〇〇フランの反訴を提起した。

第一審裁判所は、被告の抗弁を却下した(一九二二・四・一)。被告オースネルの控訴にたいして、ジュネーヴ州民事裁判所も、原審の決定を支持する決定を行った(一九二三・三・六)。その理由とするところは、(1) スイス連邦は、ソヴェト政府の正統性を承認せず、銀行国有化令の効力、その対内的効力は、ロシアの領域外に及ばないこと、したがって被告は、ペテログラード銀行が存立を終止したと主張し得ないこと、(2) 他方では原告は、訴訟の提起にあたり、正規の機関を有したのであり、取締役の権限が更新されなかつたとすれば、それは現実の事情によるもので、それは不可抗力を構成すること、したがって右の権限は、延長されたものと看做されること、なお本件で行動する支店は、ジュネーヴ商業登記簿に登記されたままであり(一九一七・一二・一八以来)、取消されていないこと、とするものであった。

これより後、第一審裁判所は、本案の判決で原告の勝訴を言渡し(一九二三・三・六)、ジュネーヴ州民事裁判所も、これを支持する判決を下した(一九二四・五・一三)。よって被告は、連邦裁判所に上告したのであるが、連邦裁判所は、原告銀行及び同行ジュネーヴ支店は、ソヴェト・ロシアにおける同行の国有化により、もはや存在しないとし

て、原審判決を覆し、原審被告の申立を認める判決を行った(一九二四・二二・一〇)。これまたソヴェト政府を承認しない国の裁判所が、同政府による国有化令の効力を認めた判例である。

連邦裁判所の判決要旨は、次ぎのとおりである。⁽³⁾

(c) *Hausner c. Banque internationale de Commerce de Petrograd. Arrêt de la IIe Section civile du 10 décembre 1924. Arrêts du Tribunal Suisse. 50e volume, IIe partie — Droit civil, pp. 507*

(1) ペトログラード国際商事銀行ジュネーヴ支店は、本店に従属し、これより独立した存在ではない。同銀行がロシアの法律に服していたことは、ジュネーヴ民事裁判所も、その判決(一九二三・三・六)で認めたとおりであり、国有化法がロシア国内で効力を生じたことも否定しない。しかしスイス連邦がソヴェト政府を承認しない以上、ソヴェト政令のソヴェト領域外効力は認められないというものである。

ソヴェト政府にたいする不承認は、その効果として、同政府は、国際法上の関係で、スイスでは、公法上の事項でも、私法上の事項でも、ロシアを代表する資格をもたないというに止まる。しかしこうした事情は、ロシア法が存在し、その効力を發揮することを妨げるものではない。ジュネーヴ支店は、独立した法的主体ではなく、ペテログラード本店に従属している以上、本店がロシアで存立を終止すれば、その支店が法的にスイスで存続することは認められない。

(2) ジュネーヴ支店の存続につき、シャルトリューズ神父事件連邦裁判決(一九一三・七・一一)を援用しても、その意味はない。シャルトリューズ僧団の母体は終止したのではなく、タラゴーナに移転したのであって、連邦裁

判所は、フランスの結社法（一九〇一・七・一）にたいし、領域外効力を認めることを拒否しただけのことである。⁽⁴⁾

(4) 入江、国際経済紛争の争訟処理、二〇八頁以下、特に二一〇—二一一頁 (Compagnie fermière de la Grande Chartreuse et Pascalis c. Rey, Arrêt du Tribunal Fédéral Suisse du 11 juillet 1913.) フランス結社法に「*入江*」國際不正競争と国際法（一九六七年）、八三頁

(3) 特定の場合、銀行資産の単純な没収は、公序に反することもあり得る。しかし人民銀行（注、ソヴェト「國家銀行」、前述銀行国有化令参照）は、私有機関の積極、消極財産を接収したのであり、同銀行による負債の不支払は、諸銀行が国有化され、その人格は消滅させられたとの事情を変更するものではない。

よって原告の請求を棄却し、原審判決を破毀する。

三 国有化効力承認のドイツ判例

ドイツの判例でも、ロシアによる国有化、具体的事件では、銀行国有化の効力を認めている事案は、やや複雑であつて、原被告ともにドイツ人、原告は、被告銀行にたいする債権を取立てる方法として、同銀行にたいするロシア銀行の債権を自己に充当するための訴訟手続を執つたものであるが、裁判所は、終局において被告の防禦を認め、ロシア銀行は、本国で、法人格を失つた以上、ドイツでも、その支店は、もはや存続しないとして、同行にたいする強制執行は無効であると判決した。

原告甲は、第一次世界戦争中及び戦後、一ロシア私立銀行にたいし、ベルリン・ミッテ区裁判所で、多数の差押決

定 (Pfändungsbeschlüsse) を得て、同時に発せられた仮差押命令に基いて、被告のドイツ銀行乙にたいするロシア銀行の債権も、差押えられた。差押決定は、ロシア銀行にたいし、裁判所公示板で、告示された。

原告甲は、ロシア銀行にたいする本訴で、法的拘束力ある判決を求めた後、右判決に基いて、自己の債権取立に充当するため、ドイツ銀行乙にたいするロシア銀行の差押債権を自己に委付させた。かくて甲は、被告乙にたいし、差押債権額の支払を求めて、訴訟を起した。高等裁判所は、第一回訴訟で被告にたいし、原告の請求した金額を支払うべき旨の判決を下した (一九二五・三・三)。次いで原告は、第二回訴訟で、被告にたいし、差押決定及び委付決定 (Überweisungsbeschlüsse) に基づく残存債権があるとして、これにたいする請求を行った。これにたいして被告は、差押決定及び委付決定の当時は、ロシア所在私立銀行の国有化によって、ロシア銀行は、もはや存在せず、右決定は効力がなく、銀行財産は、ロシア国家に移転したと抗弁した。地方裁判所は、原告の申立を認め、これに反し、高等裁判所は、この申立を棄却した (一九二七・一〇・二五、ベルリン高裁判決)。判決理由は次ぎのとおりである。

ここで問題は、ロシア銀行の国有化は、差押または委付決定の前に行われたか否か、またこの国有化は、法人であるロシア銀行の存在を終止したか否かである。本問題は、前訴訟では、ロシア銀行の法的国有化で、同行の法人格を喪失する効力をもったか否かは、確実には確定できないと決定した。この見解は、当裁判所では堅持できない。一学者の鑑定によれば、ロシアの国有化令 (一九一七・一二・一四の政令、一九一七・一二・一七公布) は、一の政治的宣言であるばかりでなく、一の国有化行為と認められなければならない。国有化 (Nationalisierung) によって、銀行財産の没収 (Konfiskation) が行われたばかりでなく、元私立諸銀行は、人民 (國家) 銀行の構成部分となったのである。

から、法人格の喪失を来し、その組織は、完全に廢絶されたことになる。この廢絶は、ドイツ国家でも、効力がある。銀行は、ロシアで、もはや存在しないのであるから、ドイツでも存在し得ない。ドイツ民法施行法の信義公序則（第三〇条）からも、これと異なる解釈を生ずるものではない。同条項の規定よりすれば、ロシア国家による補償なき私立銀行財産の收奪は、ドイツ憲法の財産強制収用に関する基本原則（第一五三条）に反するから、ドイツでは、その承認を拒否すべきであるとの理論もあろう。しかし本件では、そういったことが問題ではなく、銀行の法人格が廢止されたか否かである。銀行事業を国家の独占に歸し、それまで銀行が営んでいた事業が廢止されたことが、ドイツ法の目的に抵触すると認めることはできない。

ひきつづき同裁判所判決によれば、ドイツ銀行の法人格が消滅した結果として、ロシア国有化法以後、同銀行にたいして行われた強制執行は、無効である。また原告は、予備的申立を以て、被告にたいし、被告及びロシア国家のため、連帯した供託を請求したが、これも認められない。ロシア国家が被告銀行のために、債務者に代位したとしても、国際法の原則からすれば、外国は、不動産訴訟または自発的管轄受諾のほか、内国の裁判管轄には服さず、したがって内国では、強制執行にも服さない。ロシア銀行の消滅後、差押債権は、何人に移転したかは、明かではない。国有化にもなつて、元ロシア銀行財産が没収され、ひいては本件差押債権も、ロシア国家の所有に歸したとすれば、ドイツ民法施行法の信義公序則（第三〇条）で、これは認められない。しかし国有化まで有効であったロシアの法律上、解散された銀行の財産が、何人に歸したか、右株式会社の株主に歸したか、または他の法的主体に歸したかは、当事者は、何ら申立を行わなかつた。⁽²⁾

- (1) 不動産訴訟につき、入江、国際法解義、三三五頁、三四三頁、三六二頁以下
- (2) Nationalisierung der Privatbanken in Russland.. Von diesem Tage an haben sie ihre Existenz als juristische Person nicht nur in Russland, sondern auch im Ausland verloren. KG., 8. ZS., Urt. v. 25. Okt. 1927. Anml. J. Rabinowitsch, Berlin (Russischer RA.) Juristische Wochenschrift, 1928, S. 1232 u. f.

三 シベリア銀行、モスクワ会社

フランスの判例では、すでにロシアの国有化に効力を認めなかったものがあるにかかわらず(後述第三節)、これと前後して、その効力を認めたものもある。前述の効力肯定判決につき、ボルドー控訴院判決は、ソヴェト会社の存続条件に関する準拠法は、ソヴェト国有化法であり、フランスがソヴェト・ロシアを承認している以上、同国有化の効力を認めねばならず、これを認めることは、フランスの公序に反しないとした。尤も本件第一審原告(被控訴人)シベリア商業銀行(Сибирский торговый банк)は、過去、現在を通じて、フランスに支店を有せず、「事実上の会社」⁽¹⁾としても、清算会社としても存在せず、同社の代理人として本件訴訟を起したフランス銀行信用会社(Société française de Banque et de Crédit)の訴訟権限も、不確実であるとされ、原告は、正当に代表されなかったとする点⁽²⁾が、裁判所の判断を決定的としたものである。

事案は、第一審被告(控訴人)ヴェロン会社(Vaïron et Cie)提起、原告のロシア向け発注商品不引渡にたいする損害賠償請求訴訟にかかわる。判決理由中、専らロシア国有化法の効力に関する部分を摘要する(一九二八・一・二、控訴判決)。

(1) シベリヤ商業銀行の国有化については、ギンディン、ポリシエヴィキーによる私有銀行国有化、前掲、七頁、五〇頁、五八頁

(2) Banque de Commerce de Sibérie c. Vairon et Cie. Cour de Bordeaux (1^{re} Ch.), 2 janvier 1928. Clunet: 1929, pp. 115.

(1) 国有化による会社の消滅 シベリヤ商業銀行は、国有化立法（判決によれば、一九二八・一・二六）以来、ロシアでは、法的存立を終止した。フランス政府は、ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国（政府）を承認しており（一九二四・一〇・二八）、ロシアの新立法を一括して、すべて無効とすることはできない。フランス法とロシア法が衝突する個人間の争訟については、国際私法の規則にしたがって解決しなければならない。

本件では、ロシアにその住所を有するロシア会社に関するものであるから、その本店所在地における存立と効力の条件は、ロシアの法律によって規制される。よって法的には、国有化政令は、この存立を終止し、元取締役の権限も終止した。したがって一切の事情を度外視して、会社定款の適用のみによって、フランスにおけるシベリヤ銀行の代表権を主張することは、もはや問題とはなり得ない。

(2) 国有化法とフランスの公序 勿論フランスの裁判所では、ロシア国有化立法がフランスの公序と相容れない場合、常にこれを採用し得るかぎりではない。補償のない単純な国有化は、財産権の不可侵というフランス公法の本質的な原則に直接に違反する。しかしロシア諸銀行は、存立を終止したのであり、この終止措置は、その結果である没収は別として、フランスの公法に違反しない。こうした条件の下では、フランスでは、個々の場合、フラ

ンス所在機関にたいして、事実上の存在を許し得る場合のほか、これを復活し、その他、他の存続を認めることはできない。この条件と方法によつてのみ、なお定款は適用し得るだけである。

しかし、シベリヤ商業銀行は、過去、現在フランスに支店を有せず、パリその他フランスの何処でも、事実上の会社の片影もない。さればと言つて、清算人もいなければ、権利ある者のために行動する臨時管理人もない。

よつて権限ある者による新たな訴に基く一切の権利、利益を留保して、被控訴人の請求は棄却する。

フランス裁判所は、別件でも、没収の自国内効力を否認しつつも、ソヴェト政府がその国内法上、正当の権限に基いて発した銀行国有化令により、一ロシア会社を国有化した以上、その会社は消滅したのであり、よつて同会社は、フランスで、訴権を行使することはできないと判決した。その範囲で、国有化令の効力を認めたことになる。これまたフランス政府がソヴェト政府を承認した後のことである。ただここでも、本件ロシア会社は、フランスに支店を有せず、またフランスで再組織(住所移転)されたものでもないことが指摘されている。

原告モスクワ北方保険会社 (Compagnie d'assurances Le Nord de Moscou) は、フェニックス・エスパニョル (Société Union et Phénix Espagnol) を相手取つて、一定金額の支払及び債権担保のためにする差押命令を求めて、セーヌ裁判所に訴を起した。これにたいしてセーヌ裁判所は、原告は、正当な権限を有する訴訟代理人を有せず、かつ同社は、ソヴェト国有化法により、もはやロシアで法的存立を終了し、フランスでも存続し得ないとして、訴を棄却した (一九二五・五・九)。

パリ控訴院、また原審判決を支持し、原告会社は、すでに死滅したとして、その訴権をも否認した (一九二八・六・

一三〇。判示要旨は、次ぎのとおりで、前述シベリヤ銀行対ヴェロン事件の論旨に近⁽²⁾い。

(c) Cie Nord de Moscou c. Phénix Espagnol, Paris (3e Ch.), 13 juin 1928. Clunet 1929, pp. 119. Voire Note par Maurice Picard et Paul Tager, idem pp. 131. Aussi Voire Note par J.-P. Niboyet dans Revue de Droit International Privé, Tome 24, 1929, pp. 115

(1) フランス政府がソヴェト政府を承認したとて、その結果、ロシアの立法がフランス法の一般原則及びフランスの公序良俗と相容れない場合は、フランスでこれを適用することになるのではない。当該ソヴェト政令(判決によれば一九一八・一二・一三)は、何ら補償なく、国家のために私有財産権を廃棄したのであって、その原則を認めることは、フランス法に具体化された私有財産の尊重及び財産権の不可侵に反する収奪権を認める結果となる。このような原則は、直接にも間接にも、フランスでは受容できない。

(2) 当該政令は、事前の補償ない収奪につき規定したもので、フランスの公序に反し、フランスでは適用されないとは言っても、一国の領域内で立法権を与えられた政府の有効に採択した立法に干渉することは、外国政府の関心事ではない。

(3) モスクワ北方会社は、一ロシア会社として、その存立に関するかぎり、専らロシア立法の規則に従わなければならない。当該政令により、同会社は、ロシアでは存立を終止したのであり、そのような事情の下で、パリで独立して存続し、ロシア法に服することなく、国際法に服するものとすることはできない。

四 戦時非常措置適用会社の場合

第一次世界戦争の結果、ドイツとロシアは戦争状態に入り、よってドイツは、敵国民であるロシア国民、会社及び組合等にたいして、戦時非常措置を適用した。ここに「戦時非常措置」(ausserordentlichen Kriegsmassnahmen; mesures exceptionnelles de guerre; exceptional war measures) とは、敵人の財産にたいして執る立法上「行政上司法上、その他一切の措置で、所有権に変更を加えることはないが、その財産に関する所有者の処分権(die Verfügungsbefugnis; la disposition; the power of disposition)を奪う結果になるもので、例えば監理、強制管理及び保管のような措置であり、敵人財産の差押、利用、妨害を目的とする措置である。したがって敵人所有権の移転を伴う「移転措置」(Übertragungsordnungen; mesures de disposition; measures of transfer) とは異なる(一九一九・六・二八署名のヴェルサイユ講和条約第二九七条及び附属書三参照)。

以下は、この種ロシア会社で、後に国有化されたものにかかわる。第一次世界戦争勃発の前年度、ペテルスブルグを本店地として設立されたロシア株式会社甲は、開戦直前(一九一四年初)、ドイツに住所を有する商社乙にたいし、価格約一四万マルクに及ぶ火薬製造用の機械を発注した。間もなく、ドイツ、ロシア間の戦争となり(ドイツの対ロシア宣戦は、一九一四・八・一)、契約上の商品供給は不可能となった。甲はドイツ流に言えば、資本金七五万ルーブルの同族会社(Familiengesellschaft)と目されるものであった。会社のロシア国籍であることは、明々白々であるが、株主の一部はロシア人、一部はドイツ人であった。戦争状態に入ってより、一部の株主は、戦時非常措置の適用を受

け、強制管理及び強制清算に附された。但し法的には、これにより会社は、消滅したわけではなかった。実際上は、同社の経済生活は、若干束縛されたものではあったが、清算状態において、存続したものであった。ボルシェヴィキ革命で、帝制ロシア倒れて、労働政府の樹立となり（一九一七・一一・七）、諸会社は、新政権により国有化され、これにより会社の人格は消滅したことになる。蓋し各種の国有化関係政令により、諸株式会社⁽¹⁾の管理機関は排除され、株主は、その株式にたいする処分権を奪われた上、右株式は、後には無効と宣言され、株式会社の営業は、国家の委員会により、共有勘定のため継続された。会社財産は奪取され、もはや株式も株主もなく、取締役も存在しないものとなった。会社の定款も終止し、株式の権利に化体された社員権も消滅した（ロシアの関係政令は、一九一七・一二・二九、一九一八・四・一八、一九一八・六・三〇の諸令）。この事実よりすれば、会社甲は、ソヴェト政権の措置で解散され、消滅したことになる。

その後、ドイツは、ソヴェト・ロシアと暫定協定（一九二一・五・六）及びラバロ条約を締結し（一九二二・四・一六署名）、特にラバロ条約では、両国間に現存する状態、現状の法的効果を承認した（第二条、前述）。一方では、ドイツは、会社甲を強制管理、強制清算に附し、他方では、ソヴェト政府は、同会社を国有化したのであるが、これにたいして、ドイツの公序則（民法施行法第三〇条）の適用があるか、反対にラバロ条約の当該規定に見て、ロシアの国有化法は、ドイツでも効力を認められ、ひいて同会社は、法的に存続しないか否かの問題がある。さらにドイツ、ロシア両国は、各種協定を伴う新条約（一九二五・一〇・一二署名）⁽¹⁾を締結し、先きの暫定協定及びラバロ条約の一部規定を終止した（第三条、したがって一部を除く全条項の再確認）。（附言、一九二六・四・二四には、両国中立条約に署名）。

(1) 新条約全文は、ソ連邦対外政策公文集、前掲、第八卷、五八二頁以下

ソヴェト・ロシアの政令で解散され、消滅した旧ロシア会社の清算人は、戦争によるドイツ商社の契約不履行につき、契約代金の返済を求めて、ドイツ裁判所に訴を起した。第一審裁判所が、原告には、訴訟当事者能力に欠缺があるとして、その訴を却下したのにたいし、高等裁判所は、原告の請求に理由があるとした。しかし大審院は、控訴審判決を覆して、第一審判決に復した。問題の第一点は、清算会社の名目による原告の存続如何、ソヴェト国有化の効力承認問題であり、大審院は、ドイツ、ロシア間の諸条約、特にラパロ条約の規定よりして、ドイツの承認しているソヴェト・ロシアの会社国有化の効力を認め、もはや同会社は存立を終止したとした(一九三〇・五・二〇)。重点をここにおいて、判決の要旨を見よう。⁽²⁾

(2) Kann eine nationalisierte russische Aktiengesellschaft als Liquidationsgesellschaft in Deutschland eine gegen einen Deutschen gerichtete Forderung einklagen? II. Zivilsenat. Urt. v. 20. Mai 1930 i. S. Firma S. & L. (Bekl.) w. Aktiengesellschaft C. Sp. & Sohne i. Ligu. (Kl.). II. 385/29. 1. Landgericht Braunschweig, Kammer für Handelsachen, II. Oberlandesgericht daselbst. Entscheidungen des Reichsgerichts. Zivilsachen 129, S. 98 u. f.

(1) 第一審原告ロシア株式会社の消滅 本件ロシア株式会社は、ラパロ条約の締結以前、ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国で消滅させられたのであり、この法的消滅は、ドイツでも、確認されなければならない。何となれば、国家間の法原則に基き、私法上の法人の権利能力に関する問題は、専らその住所地法が決定するからである。ラパロ条約で、ドイツ、ロシア間に存する現状の法的効力は、国際法的に承認されているのであるから(第二条)、

民法施行法の留保(第三〇条)は、適用がない。ラパロ条約の批准後は(一九二二・七・一七法)、民法の公序則(施行法第三〇条)に基いて、外国法の適用が、ドイツ法の目的に衝突し、また善良な風俗を侵害すると言ふことはできない。ここでは外国法の適用による法的効果の将来ということではなくて、承認された外国政府がその外国で行った当該外国の一法人格終止という法的地位の変更を尊重することに関する。法人の法的存在は、自然人と異つて、法律によつてのみ存立を取得するものである。株式会社は、国権の特別処置により設立されたのであり(旧ロシア商法第二一四〇条)、必然的に、その処置により終止もされ得るのであつて、他の諸外国は、設立、終止の何れにたいしても介入するものではない。ラパロ条約は、その批准、公布によつて、国内的拘束力を有する。

(2) 管理主義会社と戦時非常措置 控訴院は、本件は、管理主義(一九二八・六・二五のドイツ・フランス混合裁判所判決援用)に基いて⁽³⁾も、なおかつ純粹のロシア株式会社に關するものであつて、外部的には、純粹のロシア会社であり、内部的には、純粹のドイツ企業に關するものではないので、したがつて戦時措置による帝制ロシア殲滅の努力目標を構成したはずのものであるとした。しかも他方では、控訴審は、第一審が原告の当事者能力を否定したのにたいして、原告には、清算法人としてか、株主としてか、ドイツに残存する清算財産にたいし、一定の権利を認めねばならぬとした。

(c) Deutsch-Franz. GemSchGH, Urt. v. 25. Juni 1928, J. W. 58 Jahrg. 1. Bd., 1-4 1929, S. 80

しかしこのような見解は、ソヴェト政府の創設した株式会社の死滅という法的状態は、これを認めねばならないとの確認と両立しない。或は強制清算及び国有化によつても、未だ捕捉されない旧消滅会社の財産が存在するとの

論もある。しかしドイツのロシア国家(ロシア政府)承認及び後の条約規定(一九二五・一〇・一二、第三条)を尊重しなければならず、それはロシア株式会社の消滅当時、ドイツ国内に一支店が存在し、事業を継続したという特別の事情にかかわるものではない。旧株主がソヴェト政府の効力ある措置で、その株主権及び会社員の地位を失った以上、その旧株主がドイツで、株主の地位に留まる権利を有するかは不可解となる。仮りにそれが引き続き可能であるとしても、ドイツ法の規定するように(商法第二二〇条)、株主として、会社法上の権利主張はできない⁽⁴⁾。恐らくは清算剰余につき、会社にたいして、債権的請求を行い得るだけであろうが、その際として、会社の債権者が優先することになる。

(4) 旧ロシア商法第二一八八条も同様。新ロシア民法(一九二三・一・一施行)第三二二条、第三三八条、第三六五条、三六六条も同然。

原告会社の名による株主の実体的権能及び株主団体の権利能力が缺けている以上、第一審の棄却判決は、これを回復しなければならない。

同じくドイツ裁判所で、別件ペテログラード国際商事銀行(前出)に関する事件あり、同行ロンドン支店がドイツで金銭債権の取立を試みたものであるが、ドイツ裁判所は、ドイツの国際私法上、外国株式会社の法律行為能力は、主事務所所在地法によるとして、ソヴェト法上、同行が法人格を喪失した以上(ラバロ条約援用)、在外支店も、本店と運命を共にするとして、原告の訴訟行為能力も否認し、訴を棄却した(ヘルリン高裁判決、一九三四・七・一一)⁽⁵⁾。

(5) Die Zweigniederlassungen einer ausländischen Akt.G. teilen bzgl. der Rechtsfähigkeit das Schicksal der

第三節 国有化効力の制約、不承認

一 ロシアの商船隊国有化政令

ソヴェト・ロシアの法人国有化令にたいしては、諸国は、正当な補償のない国有化については、公序則を援用して、その効力を否認したものであり、或はその効力を承認したのも、清算措置の必要上、暫定的に法人として存続を認められたものがある。また現実の機能に鑑み、事実上の会社として存続を認めたものがあるとともに、商船のように、その碇泊港からして、国有化よりの捕捉を免れたものにたいして、その所屬会社とともに、存続を認め、かつは会社の住所移転をも許したものである。

右のうち、最初に波瀾を生じたのは、ロシアの商船隊国有化政令であり、先ずその発生した事情を見よう。

ソヴェト・ロシアは、政權樹立後、間もなく、商船隊の国有化に関する中央人民委員会令を採択した(旧曆一九一八・一・二三、新曆二・五)。これにより株式会社、株式合資会社、商社及び各種海洋、河川船舶航行業を営む大規模の個人企業で、貨物及び旅客運送に従事する企業は、その動産、不動産、その積極財産、消極財産とともに、これをソヴェト共和国の財産として、全的に国有化した(第一條)。国有化船舶航行企業に関する細目の条件及び規定は、特

別の政令で定めることとした(第五條⁽¹⁾)。

(1) ソヴェト政権政令集、前掲、第一卷、三九六頁(三九一頁以下の第二六五号)。最終的採択の経過については、同書、三九七頁注

次いで内国水路連絡をふくみ、河川、海洋商船隊にたいする管轄機関は、最高国民経済會議(ВСНХ: Высший совет народного хозяйства)とし、事業別に、同會議における管轄部署及びその構成等に関し、政令によって、これを定めた(一九一八・二・二七)⁽²⁾。

(2) 政令集、前掲、第一卷 五〇〇頁以下(第三二四号)。

しかし国有化発令当時、商船で、当時独立国であり、また戦時の特別事情下にあつたウクライナ寄港中のものや、他の外国港に碇泊中のものにたいしては、ソヴェト・ロシアは、実力によって、これに国有化の効力を及ぼすことはできなかった。

ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国よりすれば、帝制ロシア時代の船舶会社所有商船は、新政権の成立とともに、自己の管下に歸し、ロシア人民の所有財産となったものである。この種商船会社は、ロシア「義勇船隊」(Добровольный флот)、ロシア汽船運輸商船会社、略称ロベット(Ропит: Руссиское Общество Паракходства и Торговли)北方運輸航会社(Северное пароходное общество)その他であつて、所在港の協商国当局により強制管理下におかれた船舶も少くなく、またこれら諸会社所有船舶のうちには、ソヴェト政権による支配を忌避して、諸外国の港に逃れ、そのあるものは、フランスの南部港にあつて、何ら事業に従事することもなく、何回か、契約によって船主を交

るものもあった。右のうちロシア義勇船隊、ロシア汽船運航商事会社（ロピット）及びその他若干の海運会社の旧管理者は、その移住地に「取締役会」を設立し、ソヴェト政府によれば、外国に逃れた諸商船の船主を僭称し、自己の利益のために、これを使役し、甚しくは、外国国旗の下にこれを運航したのもあった。

フランス裁判所は、特にこの種、船舶会社の住所移転、逃亡船舶の保護につき、便宜的措置を執った。マルセイユ商事裁判所のロピット判決（一九二〇・一二・三）は、その典型的なものであって、裁判所により任命された管理人は、株主との協定によって、監理委員会を任命し、自己の行為を株主の意向に適合させることとした。⁽³⁾

(3) ソロググ、ロシア銀行国有化、前掲、五三頁。以上の経過につき、入江、国際経済紛争の争訟処理、一三五頁以下

以上の実情にたいし、ソヴェト政府は、一般外国向け放送で、一の声明を発し（一九二一・八・一七）、国外に移民（亡命）した海運会社（морския компании эмигрировав за границу）の右諸商船は、ロシア人民の所有であり、その何れの地にあるか、何人の掌中にあるかを問わず、ソヴェト政権が一切の権利を有する旨主張した。声明中、商船の法的地位に関する部分は、次のとおりである。⁽⁴⁾

(4) ソ連邦対外政策公文集、第四卷、二七二頁、第一八九号

(1) 右亡命海運会社船舶は、ロシア人民に属するものであって、何れの取締役会にも属するものではない。多数外国集団及び諸国の若干官庁は、ロシア人民の所有財産を違法に管理し、契約を登記し、これを基礎に右船舶の引渡を行っている者を援助している。

(2) ロシヤ社会主義連邦ソヴェト共和国は、ロシヤ船舶を管理している外国政府またはその国民とは、これにつ

いて一般的にも、個別的にも、何ら協定を結んでいない。ソヴェト政府は、ロシヤ商船隊所属船舶にたいしては、そのいずれに所在すると、何人の掌中にあるとを問わず、それぞれ右の諸国と特別の協定により、本問題が規制されるまでは、これにたいする一切の権利を留保すべく、かつ本政府の承知することなく、ロシヤ商船隊船舶に関して締結された何れの契約も、これを合法、有効と認めることを拒否すべきことを声明する。

このようにソヴェト政府としては、まだ外交関係を設定していない諸国の多いのを見て、一般放送によって、意思表示を行うほかはなかったが、イギリスとは通商協定を結んでおり（一九二一・三・一六）、イギリス政府は、ソヴェト政府を事実上承認していたのであるから、⁽⁵⁾ 以上の問題についても、直接イギリス政府に申入を行うことができた。

(5) 入江、国際法解義、一七九頁及び三七一頁、英ソ通商協定全文は、ソ連邦対外関係公文集、前掲、第三卷、六〇七頁以下（第三四四号）

⁽⁶⁾ かくて英ソ協定上のソヴェト公務官（通商代表）レオニード・ボリソヴィチ・クラシン（Леонид Борисович Красин）は、イギリス外相ジョージ・カーゾン（Earl Curzon of Kedleston, George Nathaniel）あての覚書で、現に締約国の管理下にある財産に関する凡る問題の規制に関連し、前述の放送声明を援用して、かつイギリスの管下にある諸船舶名及びその管下所在地域を指摘して、これにつき両国間に最終的規制協定ができるまで、イギリスによる右船舶の安全措施を要望した（一九二一・一一・二二）。⁽⁷⁾ これにたいしてイギリス政府は、外務次官よりクラシンあての回答で若干事実の相違を指摘しつつも、ほぼ来簡の主旨を了承する旨回答した（二二・一七）。⁽⁸⁾

(6) クラシンについては、入江、国際経済紛争の争訟処理、五〇六頁以下参照

(7) ソ連邦対外政策公文集、第四卷、四七三頁以下(第二八八号)

(8) 同上公文集、四七四頁注

商船会社及び所屬商船隊の国有化もしくは国营化が、会社の解散、その存在終止を意味したか、別途の国家管理方式をとったかは、場合によって異り、「義勇船隊」にたいしては、ソヴェト政府は、その後、その更新に関する政令を發し(一九二二・一・一一)、新政令では、外国貿易人民委員部の管轄下で、これを独立の法人とした。その意図するところは、同社取締役会が、イギリスその他、少くとも事実上の承認關係ある諸国で、ロシア国民所屬財産及び「義勇船隊」所屬船舶の取戻を目的として、訴訟行為に出得るためであった。

その後も、ソヴェト政府は、日本をふくみ、諸国政府にたいし、自国の公私船舶にたいする強制管理、保有等にたいし、しばしば抗議または抗議的声明を發し、右船舶が自国の所有に属することを指摘して、これにたいする権利の回復を主張した。例えば日本、ソヴェト・ロシア両国間には、まだ正規の外交關係は樹立されていないとぎのことであったが、ソヴェト・ロシアの記録によれば、外務人民委任代理レフ・カラハン(Лев Михайлович Карахан)より、内田(康哉)外相あて、ロシア極東軍司令部の確実な報道として、白系匪団により搬出されたロシアの船舶及び軍用財産が中国及び日本の諸港で売却されたとして抗議した(一九二二・一・二三)⁽⁹⁾。日本、イギリス、フランスその他諸国にたいするロシアの同様申入または声明は、これに尽きるのではない⁽¹⁰⁾。

(9) ソ連邦対外政策公文集、第六卷、一六頁(第五号)。

(10) 同上公文集、六三五頁、索引「在外ソヴェト財産」中の「強奪ロシア船舶の回復に関する折衝」参照。同公文集の本文中

に掲げた本項関係資料の資料番号を列記している。

このような段階で、「義勇船隊」名義により、イギリス管下数隻の所属船舶回復及び損害補償を求めて、イギリスで、法廷闘争を試みた例を挙げよう。

上述クラシンのイギリス外務省にたいする申入あつて後、「義勇船隊」の取締役会は、同社所属の重要船舶数隻が、依然イギリスの強制管理下に置かれたままであるのに鑑み(強制管理は一九一八年初期)、イギリス裁判所にたいする訴訟に訴えて、権利主張を行った。その間、事件の繫属中、イギリス政府は、「義勇船隊」所属九隻を釈放したのであるが、船舶の一時利用にたいする補償の支払は拒絶した。間もなく、裁判所は、原告「義勇船隊」にたいし、有利な判決を下したのであるが(一九二三・四)、右の補償は支払われることがなかったので、同船隊にとつて、その物的損失は、甚大であるとされた。⁽¹¹⁾

(11) ソ連邦対外政策公文集、第四卷、七九四頁、注八八

次に再びソヴェト・ロシア政府の船舶国有化に関する外交的措置に帰ると、スウェーデンは、ロシアと通商協定を結び、ロシア政府を承認したのであるが(一九二四・三・一五、事実的及び法的に承認)、その際、ロシア通商代表部の行った声明中で、ロシア軍艦及び商船国有化政令(一九一八・一・二六と表示)に基き、国有化された船舶にたいし、ソヴェト政府は、自己の所有権を有する旨述べ、屢次の声明及び抗議に言及して、スウェーデン国民または商社の支配下にあるこの種船舶は、ロシア国民の財産であり、その回復に関する権利を堅持する旨表明した。⁽¹²⁾

(12) ソ連邦対外政策公文集、第七卷、一五一—一五二頁(第七五号の一部)。承認交換文書は、同上、一五三頁(第七六号)

なお第一次世界戦争以前、「義勇船隊」の保有船舶（四十隻余）で、戦後、同社の管下にあったものは、その三分の一に止まった（一九二五年現在）。やがて同社の財産及び船舶は、株式会社ソヴェト商船（Совпропфлот：Акту. 06-Bo Советский торговый флот）に移管された（一九二五年）。「義勇船隊」時代、同社は、イスタンブール、上海、ニューヨーク、その他、外国諸港に代理店を設置していた。⁽¹³⁾

(13) ソ連邦対外政策公文集、第四卷、七八三頁、注五〇

二 ソ連邦対ロピット社事件判決

ロシア汽船運航商會社「ロピット」社の株主及び職員の多数は、同社の本社（ペテログラード、後のレーニングラード）解散命令後、多数の会社船をフランスに移転し、会社名も、そのまま、フランス語名（Compagnie Russe de Navigation à Vapeur et de Commerce）に改めた上（略称は、⁽¹⁾ひきつゞき「ロピット」）、パリに主事務所、マルセイユに事務所を置いて、船舶運航業を行った（一九二〇年頃）。

(1) 入江、國際經濟紛争の争訟処理、一三八頁

マルセイユ商事裁判所は、所在ロピット社所屬船舶にたいして、またはロピット社自体にたいして、必要により自ら一人の管理人を任命した（特に株主と取締役の間に意見の相違がある場合、法定管理人、un administrateur judiciaire の任命）。ユピテル号にたいし（一九二〇・九・三）、⁽²⁾またロピット社に關して（一九二〇・一二・三）、⁽³⁾管理人を任命したのは、その例である。

(2) 入江、同上、一三八頁

(3) André Sollogoub: *La nationalisation des banques en Russie et ses effets à l'Étranger*. Paris 1939, p. 53

右のユピテル号に関しては、イギリスで、最初の裁判あり、裁判所は、ロンドン駐在ソヴェト代理大使の宣誓供述書及びその申立に基き、同船にたいする国有化を認め、ひいて裁判管轄からの免除を認めた(第一審、一九二四・七一七、控訴審、一九二五・二・一九)。⁽⁴⁾

(4) 入江、国際経済紛争の争訟処理、一三九頁以下

その後、マルセイユ商事裁判所は、国有化を避けて、マルセイユに逃亡、碇泊中のロピット社船舶及びフランス所在同社財産の管理人に指名された臨時管理人の権限を承認する旨の決定を行った(一九二三・四・一〇)。フランス政府がソヴェト政府を法的に承認し(一九二四・一〇・二八)、両国間に外交関係を設定した後、ソヴェト政府は、第三当事者として、パリ駐在大使を通じて、訴訟に参加し、ロピット社を相手取って、フランスのエックス裁判所にたいし、右の決定を取消し、裁判所の指名した臨時管理人の任命を解除しよう請求した(一九二五・二・四及び二・一〇の送達証書)。その理由とするところは、ソヴェト政府承認の効果として、外国裁判所でも、国有化に関するソヴェト命令は、ロシア国民に適用があるのであり、したがって、ロピット社は、独立の法人格を所有しないとするものであった。エックス裁判所は、承認の効力に関する一般原則を認めつつも、補償のない国有化、すなわち没収の効力は、フランス法では認められないとして、ソ連邦の請求を棄却した(一九二五・一二・二三)。⁽⁵⁾以下判示理由を摘要する。

(5) *Etat russe c. Cie Ropit. Cour d'Aix (Ire Ch.)*, 23 décembre 1925. *Clunet* 1926, pp. 667

(1) フランスのソヴェト政府承認と国有化効力承認問題　控訴人(ソ連邦)は、フランスがソヴェト政府を法的に承認した以上、ソヴェト商船隊国有化政令(一九一八・一・二六)の効力は、外国の裁判所でも、認められるはずだと申立て⁽⁶⁾いる。しかしフランス、ソ連邦間の外交関係設立は、そのように一般的な効力をもつものではない。ソヴェト政府にたいする法的承認は、各国の国家的公序概念に反すると見られる法律規定まで、これを排除することを当然に禁止するものではない。

(6) 商船隊国有化令については、しばしばその発令月日は、一九一八・一・二六と明示されている。前述ロシヤ、スウェーデン通商協定ソヴェト代表部声明参照

ソヴェト政府承認にあたり首相兼外相エリオ(Eduard Herriot)は、その承認電報(一九二四・一〇・二八)で、フランス国民がロシヤ前諸政府の下で、ロシヤ国家及び国民により約束され、国際法の一般原則により、その尊重が保証されている債務を堅持する権利を留保した。したがって承認が行われた以上、フランスの裁判官は、全面的にソ連邦の法律を無視し得ないとともに、それがフランスの政治的及び社会的組織の本質的な原則に反すると見るときは、その正文及び精神に照らして、各場合にこれを検討し、これに一切の法的効果を拒否することを妨げられるものではない。

(2) 国有化の没収的性質　外人財産をふくみ、ロシヤ所在財産の国有化令は、事前の正当な補償なく行われたものであり、純然単純な没収(une confiscation pure et simple)であって、ソ連邦憲法の規定自体に徴しても、私有財産権を廃して、無産階級の独裁を樹立する目的で行った国家の強力措置であり、このような立法は、財

産権及びその不可侵尊重を基礎とするフランス全法大系の根本に反するものであって、フランス裁判所では、直接にも、間接にも、これを適用することはできない。

(3) 国有化法の領域的限界 国有化政令は、ロシア革命の事態が示すとおり、一の政治目的上採択され、かつ適用されたものであって、国際法は、この種動機による法律は、これを布告した国の領域外では、その効力を生ずることを認めていない。フランス判例も、しばしばこれについて判示しているし、ソヴェト政府自身もこれを認めた公の回状がある。それによれば、人民委員会は、その在外大使にたいして、国有化諸法は、属地的効力しかない。

(4) ロピット社の存続と臨時管理機構組織命令の正当性 フランス裁判所のロピット社臨時管理機構設立判決(一九二三・四・一〇)にたいする異議は根拠がない。ソヴェト政府は、異議の理由として、国有化政令を援用するに止まっているが、同政令により影響されるものは、ロシア人の利益以外の利害関係あり、フランス人も、株主である。また他にロピット社の債権者もある。

控訴人は、ロピット社はもはや法人格を有しないと申立てているが、これは根拠がない。そもそも会社は、清算の必要からも存続する。本件では、ロピット社の存続は、明かにされており、判決でも確認されている。商船隊の大部分は、国有化による捕捉を免れるため、オデッサ港よりマルセイユ港に逃亡した。船長等は、船舶、乗員等を保全、保持するために、マルセイユ商事裁判所にたいして救済を求め、株主及び債権者も、同様の目的で、これに続いた。かくて裁判所は、各種の重要な利益を保護するために、ロピット社臨時管理機構を設立したわけである。

フランスの法律によれば、ソヴェト政府は、関係財産の正規かつ適法の所有者とはなっておらず、右臨時管理機構は、当該財産が同政府の掌中に帰することに反対し、また自らその管理に当らうとしているものである。

(5) ロピット社設立定款の解釈（省略）

ソ連邦は、破毀院にたいし、パリ駐在ソヴェト大使を通じて、訴訟参加により、同一の請求をくりかえしたのであるが、破毀院は、エックス控訴判決を支持し、ほぼ同一理由で上告を棄却した（一九二八・三・五）。その要旨は、次ぎのとおりである。⁽⁷⁾

(7) Union des Républiques Socialistes Soviétiques v. Intendant Général Bourgeois É-s-qualité et Société La Ropit. French Court of Cassation (Appeals Chamber), 5. March, 1928. Annual Digest, Years 1927-1928, pp. 67. Case No. 43 (55 Clunet, 1928, pp. 674; Sirey, 1929, Part I, pp. 217, with a note by M. Audinet).

(1) 一国の裁判所は、外国の立法に支配される法的事態に当面したときは、外国法を適用すべきだとする原則は、これを認めねばならないが、この規則は、外国法の適用及び外国法により取得した権利の尊重が、公序上本質的に重要だとされる内国法上の原則及び規定と矛盾しないかぎり義務的であるだけである。この規則は、フランス民法にも導入され、フランスでは、何人も、公共の利益のために、かつ正当、事前の補償によるほか、自己の財産を譲渡することを強制されないと規定している（第五四五条）。

(2) ソヴェト政令（一九一八・一・二六）は、所有権を収奪された所有者にたいし、何ら公正な補償なく、ロシア商船隊を国有化した。同政令は、フランス裁判所にとって嫌忌される取得方法を設定した。したがってソヴェト・

ロシアは、第三者として、訴訟に参加する何ら正当の理由を有しない。

三 コカリル対フェニックス判決

フランスの別件判決によれば、国有化の対象となったソヴェト会社も、フランス領域内では、清算会社として存続し、その債務は履行しなければならない。ソヴェト国有化法は、何らの補償なく行われたのであり、フランスの公序に反し、フランス所在会社財産にたいして、国有化の効力を及ぼし得るものではない。フランスがソヴェト政府を承認した後として、そのような国有化政令の効力は、右財産にたいして認められない。

このような具体的判決につき、先ず事実点を述べれば、ロシア通運会社 (Société russe de Transports) は、他のロシア諸銀行及びその取引関係ある他の保険会社等とともに、国有化され、国有化諸社にたいしては、⁽¹⁾ロシア国家が代位することとなった (ロシア通運会社にたいする国有化令は、一九一八・一二・一三)。

(1) 本件フランス判例にいう「ロシア通運会社」とは、労働政権樹立後の初次国有化令 (一九一七・一二・一四) を基礎として国有化された「ロシア商事通運会社」(Русский торговый и транспортный) を指すのではないかと思われる。A. Гиндин: Как большевики национализировали частные банки. Москва 1962, стр. 38, прим. 1 и стр. 80

被控訴人ジョン・コカリル会社 (John Cockerill et Cie) は、ロシア通運にたいし、船舶供給による四二万一千四〇〇ベルギー・フランの債権者 (一九一四年以降)、この債権を取立てる方法として、控訴人ユニオン・フェニックス・エスパニョル (La Union et Phénix Espagnol) のロシア通運にたいする債務の支払差止手続を採った (一

九二一・一〇・六)。後にコカリル社は、第一審で、フェニックス不在のまま、ロシア通運の債務不支払にたいし、右支払差止を適法とする判決を得た(一九二四・三・一、フェニックスも、後に原審管轄受諾宣言。フランスによるロシア政府承認は、その後、一九二四・一〇・二八)。

フェニックス社は、原審判決を不当として、パリ控訴院に上訴したのであるが、控訴院は、フランス裁判所としては、フランスによるロシア政府承認にかかわらず、フランスの公序に反する国有化立法の効力は認められず、ロシア通運のフランス所在財産をロシア国家に帰属させることはできないとして、第一審の支払差止判決を支持し、フェニックス社の請求を棄却した(一九三〇・一二・二三)。判示理由の要旨は、次のとおりである。⁽²⁾

(2) Cokerill c. La Union et Phénix Espagnol, Cour d'appel de Paris (1^{re} Ch.). 23 décembre 1930. Clunet 1931, pp. 401

(1) フェニックス社の負債と国有化の効力　コカリル社のロシア通運にたいする権利は、原審判決(一九二四・三・二)により疑問の余地はない。残る唯一の問題は、ロシア通運は、フェニックス社にたいして債権を有するか、コカリル社は、自己のために、右債権を利用し得るかである。

フェニックスは、ロシア通運の国有化以前よりこれと取引関係あり、この取引関係は、右国有化後も、ロシア通運のフェニックスにたいする負債という形で存続した。

ソヴェト国有化諸法(一九一八・一二・一三)が、ロシアの全保険会社にたいする清算措置を布令したとしても、フランスでは、ロシア政府にたいするフランスの外交的承認以後でなければ、右措置にたいして、何らの効力も認め

められない(承認は一九二四・一〇・二八)。この承認当日現在、コカリルによる支払差止が行われていたばかりでなく(一九二一・一〇・六)、それは判決によって、有効とされていた(一九二四・三・一)。

ソヴェト政令による解散命令は、ロシヤ通運を消滅させたものではない。

(2) フランス公序とロシヤ通運の存続 フランスでは、ロシヤ通運は、清算の必要上、すなわち債権の取立及び負債の支払上、存続するものと看做さなければならない。

フランスでは、承認された外国政府の立法措置でも、フランスの公序に反する場合は、フランス裁判所は、これを適用し得ず、私有財産の單純な没収に関する民法の原則規定(第五四五条、公共の用、正当な事前の補償によるほか、私有財産の収奪禁止)に反する法令にたいしては、何らの効力も与えてはならない。ひいてソヴェト政令は、ロシヤ通運がフランスで有する権利をロシヤ国家に与えることはできず、同社は、自らまたはその権利承継人により、右権利を保有したものと見なければならぬ。

原審判決(一九二四・三・一)は、コカリルをロシヤ通運の債権者であると宣言し、その採った保全措置に執行力を与えたのであるが、これによりコカリルにたいし、ロシヤ通運の権利承継人として、同社に代って行動するに必要な権原を与えたものである。

本件上告にたいして、破毀院も、控訴判決を支持し、上告を棄却した(一九三三・七・四)⁽³⁾。

(3) Soc. Union et Phénix espagnol c. Soc. John Cockerill et Vacher ès qual. C. de Cass. (Ch. req.), du 4 juillet 1933, Clunet 1934, pp. 662. Revue de Droit International Privé, Tome 28, 1933, p. 652

フランスの判例は、国有化を不当としつつも、事実として、国有化対象会社の消滅を認めるのであり、フランスの学説も、次のように、これを肯定する。⁽⁵⁾

『磔刑に処せられた殉教者は、明かに不当ではあるが、正に死んだのである。補償なく、かつ不当に解散された会社は、もはや存在しない。これは一の事実であり、事実の前には叩頭するほかはない。』

(4) カッソーニ、会社国有化論、前掲、三八—三九頁

(5) Note sur la décision de la C. de Cass. du 4 juillet 1933. Revue, supra p. 653

フランスの判例は、何故に右の解決に到達したかについては、理由を与えていない。しかしフランスの学説は、これを肯定し、その理由としては、一方では、会社債権者の権利を保護するためには、清算の必要性を無視することはできず、他方では、もはや存在しない帝制ロシアに訴えることもできないのであるから、結局法廷地法として、フランス法を適用するほかはないとの考慮が基礎になっている。⁽⁶⁾

(6) モスクワ会社事件(モスクワ北方銀行対フェニックス・エスパニョル)にたいするニーボワイエ注解、国際私法雑誌(一九二九年)、前掲、一二三頁参照

上述諸件のほか、フランス判例が債権者保護のため、国有化会社は、「事実上の会社」として存続するとし、その他清算上の措置を決定したものの主要件名若干を挙げておくこととする。

Tribunal de Commerce de la Seine. (1) 22 janvier 1934. Maximoff c. Sté de Banque Volga-Kama. Clunet 1935, pp. 125. (2) 21 janvier 1935. Banques Scandinaves et Vve Rosenthal c. Kamenka et autres. idem

pp. 134. (3) 20 février 1935. Vve Philipoff c. Jaudon ès qualités. Clunet 1936, pp. 338

四 レナ金鉱譲許契約と外交保護

ソヴェト・ロシア政権による会社の国有化(没収)は、会社が内外何れの国籍を有するかによつて、当該会社に及ぼす効力も異なる。内国会社にたいする国有化は、単に会社財産、施設を対象とするばかりでなく、全企業を対象とし、原則として、会社の存在をも終止する(例外、ロシア義勇船隊、前述)。これに反して、外国会社は、そのロシア所在企業財産だけが国有化されるのであり、国有化の効力は、本国所在会社の法的地位には及ばない。

帝制ロシア時代のレナ金鉱会社(Денское золотопромышленное общество)は、イギリスのレナ金鉱株式会社(Lena Gold Fields, Ltd.)が、株式の七〇パーセントを保有していたが、ソヴェト政権の成立後、間もなく国有化された(一九一八・二・二七)⁽¹⁾。しかし当然のこととして、この国有化は、親会社の法人格に影響したものではない。しかしソヴェト政権の政策よりして、イギリスのレナ会社に関しても、種々困難な問題を生じた。かつその間、会社のロシア所在施設、財産等は、ソヴェト官憲に接収、事実上没収された。

(1) ソ連邦対外政策公文集、第一巻、七一頁、注一

本件紛争には、イギリス会社の一部財産、施設の没収に加え、特殊の問題がある。凡そ一国政府と外国企業法人間の譲許契約に仲裁約款あり、契約に関して生じた紛争について、現実に商事仲裁手続に附されたにかかわらず、契約当事者である政府は、その合法性を認めず、仲裁判断の効力を無視したため、企業の本国政府が外交保護を試みて、

若干の目的を果した例があり、それがイギリスのレナ金鉱会社に関する。但し終局的にその成果が貫徹されなかったのは、全く別個の理由による。

一 レナ金鉱事件の仲裁処理　イギリスのレナ金鉱会社は、旧ロシア帝国政府の下で、シベリア金鉱地帯で、金鉱資源開発の譲許を得ていたが（一九〇八年）、ソヴェト革命後、一時その譲許利権が終止した。しかし後再び利権を取得し、一方ソ連邦人民委員会最高譲許委員会 (Транкопийеетком при ЦИК СССР) 他方レナ金鉱会社間に、改めて三五年間の譲許契約が成立した（一九二五・一一・一四）⁽²⁾。

(2) 入江、国際経済紛争の争訟処理、五四九頁（第九行括弧内年月日は削除）

本譲許契約の仲裁条項では、協定及び附属書の解釈及び履行に関する一切の紛争及び誤解は、当事者一方の表明に基づき、仲裁裁判所の審理及び解決に委ねられること（第九〇条第一項）、仲裁裁判所は、三委員を以て構成すること、そのうち各一人は、それぞれ政府及びレナより選任し、第三委員、即ち首席仲裁人は、相互の合意により選定すること（同第二項）、首席仲裁人が第一回開廷の時及び所を指定して、当事者を呼出したにかかわらず、一方の当事者が、克服不可能の障碍もなくして、自己の仲裁人を派遣せず、もしくは仲裁裁判に参加することを拒絶した場合は、他方当事者の要求により、事件は、首席仲裁人及び他の仲裁人により解決されると、但しその決定は、両仲裁人の一致であること（同第六項）等につき規定した⁽³⁾。

(3) 入江、同上、五五二頁。その他契約事項については同上、五五〇頁以下

その後、レナ金鉱の事業遂行に関して、同社とソヴェト政府間に紛争あり、レナ金鉱は、契約の終止、自己の権利

侵害にたいする損害賠償の請求を求めて、契約の定める仲裁手続に附託することとなつたのであるが、手続開始の前、さらに事態は悪化し、ソヴェト最高讓許委員会は、仲裁裁判所より自己の仲裁人をも引揚げ、事件の審理に参加することを拒絶した。かくて兩名の仲裁人により仲裁判断(不当利得の法理に基く支払)が下されたのであるが(ロンドン、一九三〇・九・二)、ソヴェト政府は、「仲裁裁判所」の合法性も、仲裁の合法性も認めなかつた。⁽⁴⁾

(4) 入江、同上、五五六頁以下

二 仲裁判断の不受理と外交折衝 初めイギリス政府は、モスクワ駐在自国大使エスモンド・オーヴィ(Esmond Ovey)を通じて、ソヴェト政府にたいし、仲裁判断、その内容として、レナ金鉱にたいし、一二九六万五〇〇〇磅の支払等につき通達して、抗議したのであるが(一九三〇・一・一の通牒)、これにたいしてソヴェト外務人民委員部は、讓許的性質の問題は、外務人民委員部の所管に属さず、専ら連邦人民委員會議最高讓許委員会の権限に属すると回答した(イギリス大使あて一九三〇・一二・四の通牒)。同時に「レナ金鉱及びソ連邦間の事件に関する仲裁裁判所の管轄資料」と題する小冊子を添えて、民法、訴訟法及び国際法に関する著名なソヴェト法律家、専門家の権威ある結論に基くとして、最高讓許委員会の見解を提示した。⁽⁵⁾

(5) ソ連邦対外政策公文集、前掲、第一四卷(モスクワ、一九六八年)、七七二頁、注三一。Parliamentary Debates, Commons, 1930-31. Vol. 244, p. 1297. Vol. 246, pp. 1228

かくてイギリス政府としては、レナ金鉱会社のために、外交保護に乗出すほかはなく、イギリス政府は、自国民の権利、利益を保護するためには、外交的経路による必要があるとの立場を示すために、オーヴィ大使よりソヴェト政

府に新たな通牒を手交し（一九三一・一・一四）、併せて、レナ金鉱事件が専ら最高譲許委員会の権限に属するとするソヴェト政府の見解を反駁し、仲裁裁判所の適法な決定にたいし、ソヴェト政府の真剣な注意を要求した。かつ通牒には詳細な覚書を附して、レナ金鉱会社の行為は、合法的であったこと、譲許契約は、事実上破棄され、ために複雑な条件の下では、事業を継続することが不可能となったことを指摘して、仲裁裁判所の決定は適法であるとした。⁽⁶⁾

(6) ソ連邦対外関係公文集、前掲、七七三頁、注三一

ソ連邦外務人民委員部は、これにたいする回答通牒で（一九三一・二・二〇）、国民及び法人にたいする外交保護の無制限的性質につき、イギリス通牒で示された断定を拒否し、契約関係より生じた問題、特にソヴェト経済機関とイギリス国民間の譲許契約より生じた紛争は、外務人民委員部に提起すべき対象とはなり得ず、両当事者間の問題及び不一致は、すべて右契約に規定された基礎と秩序により解決されねばならないのであって、レナ金鉱との紛争に関する問題は、このような通常の方法で解決されねばならないと述べた。同時にソヴェト通牒は、レナ金鉱紛争にたいする仲裁裁判所及びその決定は、違法であり、管轄を有しなかった旨、重ねて確言した。⁽⁷⁾

(7) 対外公文集、前掲、七七三頁

イギリス政府の対ソ交渉は長期化し、オーヴィー大使は、終には仲裁判断による不当利得返還名義による全額一二九六万五〇〇〇磅の支払を大幅に減額して、双方が、公平の見地に立って、レナ金鉱会社の損害三五二万に应ずれば、本件は解決したと見做したい旨、提案し、リトヴィノフ外務人民委員の意向を打診した。しかしリトヴィノフは、譲許上の紛争を審議、決定することは、最高譲許委員会からも、政府からも授權されていないとし、本件にたい

する外交的介入の基礎はないとする見解は、今までイギリス政府にたいする通牒で示したとおりであると答えた。これにたいしてオーヴィー大使は、司法的及び仲裁的方法による解決が不可能である以上、外交的介入は、不可避免であると反駁し、リトヴィノフ委員またレナ金鉱事件を審議する権限はないとくりかえしたほか、同会社が新しい提案があるなら、最高譲許委員会にたいして、これを行ふべきであるとし、さらにこれに加えて、最高譲許委員会の見解として承知しているところによれば、我々には不明の取引、不当な管理、等々により生じた会社の全損害を我方で負担することは公正ではなく、公正ということからすれば、私見ではあるが、企業の資産増加に寄与した機械、商品及び経費の返済だけを要求することが可能であろうと述べた。リ委員は、同じく個人の資格で、最高譲許委員会にたいし、大使の述べたところに基き、レナ会社の提案を右委員会に伝達すること、大使の要求に⁽⁸⁾応じて、同大使と委員会との接触につき、委員会に連絡することを約した(一九三一・一一・一四附、大使との会談に関する外務人民委員の記録)。

(8) ソ連邦対外政策公文集、第一四卷、前掲、六四五頁(第三三七号)

三 終局的妥結方式と戦後の一括請求権処理 以後の外交交渉は、モスクワまたはロンドンで続けられ、一方では、モスクワ駐在イギリス大使は、レナ会社の代表として、最高譲許委員会と直接折衝するよう求めた同委員会の回答、他方では、これに反して外交交渉によって問題を解決すべきだとするイギリス政府の要求は、依然平行線を辿った。かつ会社の要求する補償金額についても折合わず、先きの仲裁判断に関する有効、無効論も重ねて行われた。またソヴェト政府は、関連的に新通商条約の締結問題をも提起し、イギリス政府は、両問題を関連させることには反対した。⁽⁹⁾

(9) 同上、六八六頁(第三五九号)、七〇〇頁(第三六八号)、七一六頁(第三八一号)、同第一五卷、三二二頁(第二二一
号)、三三二頁(第二二八号)、四三四頁(第二九九号)、四五四頁(第三一〇号)、五〇六頁(第三四九号)、第一六卷、七
一頁(第三〇号)、九〇頁(第三六号)、一五九頁(第七一号)、第一七卷、五五頁(第一七号)、一六七頁(第七一号)、

すでに両政府間の外交的接触は、ロンドン駐在ソヴェト大使イヴァン・ミハイロヴィチ・マイスキー (Иван Ми-
хайлович Майский)、モスクワ駐在イギリス大使アリタス・チルストン (Aretas Akers-Douglas Chilston) によ
って行われていたのであるが、難交渉の結果、両国間に通商再開及び暫定通商協定が締結された後(一九三四・二・一
六署名、三・二一批准書交換)、ようやく交渉は妥結し、会社及び最高譲許委員会に契約が締結された(モスクワ、一
九三四・一一・四)⁽¹⁰⁾。

(10) ソ連邦対外政策公文集、第一七卷、六六四頁(第三八〇号)。英下院議事録、前掲、一九三三—三四年、第二九三卷、一四
九八頁以下

契約の一方当事者、ソ連邦人民委員会議最高譲許委員会(英政府によればソヴェト政府)は、二〇年間の年賦で、三
〇〇万ポンドを支払うこと(仲裁判断では一三〇〇万磅)、レナ金鉱会社の在ソ連邦企業財産は、その債務とともに、包
括的にソヴェト政府に移転することを骨子としたものである。契約内容は、次のとおりである。⁽¹¹⁾

(11) ソ連邦対外政策公文集、前掲、第一七卷、八二六頁、注二九〇

(1) 在ソ連邦レナ金鉱会社の全企業は、その全建築物、設備、原料、燃料及び他の資材並びに全第三者にたいす
る他の請求権とともに、ソヴェト政府に移転する。同時に同企業と国家机关及び協同組合、その他ソ連邦の組織及

び企業間の双務契約及び債務は、挙げてソヴェト政府に移転する。

- (2) ソヴェト政府は、レナ金鉱にたいして、一九三五・五・一より一九五四・一一・一の間に、無利子で、三〇〇万スターリング・ポンドを支払う。

本契約は、双方の機関で批准される規定であり、レナ金鉱は、株主總會により批准された旨、最高讓許委員会に通知し(一九三五・一・一一)、ソ連邦人民委員会も、契約を承認した(三・九)。ソヴェト政府は、終始外交交渉による処理を拒否しながら、結局この方式となったのであるが、これまたイギリスによる外交保護の終局的成果に数えられる。但し契約上の支払は、第二次世界戦争の勃発(一九三九・九・一)により中絶した。他の債権、債務問題をも併せて、両国間に一括した解決協定が成立したのは、終戦後も二十数年たって後のことである。

ソヴェト首相アレクセイ・ニコラエヴィチ・コスイギン (Алексей Николаевич Косыгин) 及びイギリス首相ハロルド・ウィルソン (Harold Wilson) は、その共同声明で(一九六七・二・二二)、特に両国政府は、(1) 一九三九・一・一以後、両国間に生じ、この数年間、交渉の対象であった相互の財産的及び財政的請求権の最終的規制につき適合した結果、もはやこれにつき相互に提起せず、何ら請求権をも行わないことに合意し、(2) この合意に基づき、イギリス政府は、ソヴェト政府のため、そのイギリス所在資産に関して、短期間内に、五〇万スターリング・ポンドを支払うこと、ソヴェト政府は、その必要とするイギリス生産品の形体で、右支払を受領することとし、その具体的細目は、近々のうちに、両国政府間で取極めることに決した。⁽¹²⁾

(12) ソ連邦政策公文集、同上、八二七頁

第四節 第二次世界戦争と国有化

一 バルト三国のソヴェト体制化

第二次世界戦争の直前、ドイツとソ連邦は、バルト三国（及びフィンランド）に関する勢力圏を設定し（一九三九・八・二三、不侵略条約附属秘密議定書）、次いでドイツ軍の行動で、第二次世界戦争の発端となり、これと平行して、ソヴェト軍のバルト三国進駐、三国のソヴェト体制化、銀行、重工業等の国有化、終局的には三国のソヴェト連邦編入となった（ソ連邦最高会議によるリトアニア、ラトヴィア、エストニアのソ連邦編入は、それぞれ一九四〇・八・三、八・五及び八・八）⁽¹⁾。

(1) 詳細な経過は、入江、国際法解義、一五五頁

バルト三国の国有化が各内国企業を対象としたかぎりでは、国際法上の賠償請求権は提起されるものではなかった。ただ被国有化企業の利害関係者が、国有化された船舶が外国（時には備船国）に寄港した機会に、寄港地（または備船国港）裁判所にたいし、ソヴェト国旗の掲揚及び船籍の変更に異議を申立てて、訴を起したのにたいしては、法廷地の政府がソ連邦によるバルト関係国の編入を承認しない以上、裁判所として、右国有化の効力を認めないとの判決を下したものが少くない⁽²⁾。これまた国有化効力の領域的限界に関する。

(2) 入江、国際法解義、一五九頁以下、(Silberg v. The Kotkas et Al. United States, District Court, Eastern District,

New York, Oct. 22, 1940; *The Romava Fire*, High Court, May 16, 1941). *Latvian State Cargo & Passenger S. S. Line v. McGrath*, Attorney-General, United States, Court of Appeals, District of Columbia Circuit, Feb. 23, 1951, 1 L. R., pp. 61, Case 27. *Idem*, Ct. of Claims, Dec. 1, 1953, 1 L. R., 1953, pp. 193

右の場合は、バルト三国の領土の変更を承認しないが故に、その変更不承認主義の一適用として、国有化の効力をも否認したものである。

国有化財産中には、スウェーデン国民所屬のものあり、スウェーデン政府は、これにたいして補償を要求した。その補償請求中には、元エストニア国内燃料石炭産業に関する譲許権にたいするものも含まれていた。結局スウェーデンの補償請求権については、スウェーデン、ソ連邦間の外交交渉で、一定の範囲で、補償を行う旨の条約が成立した(一九四一・五・三〇⁽⁴⁾)。

(4) モースラー、国家高権の変更に伴う経済的譲許、前掲、六二頁及び五九頁脚注九五

二 ペツァモ地域ニッケル企業

第二次世界戦争中、ソ連邦、フィンランド間第一次戦争(一九三九・一一・二九、敵対関係発生、一九四〇・三・一二講和条約)に次いで、第二次戦争(一九四四・六・九、敵対関係発生)は、休戦協定(一九四四・九・一九)によって、事実上終止した。これは第二次世界戦争の一環であり、休戦協定は、一方ソ連邦及びイギリス、他方フィンランド間に結ばれ、これでフィンランドは、ドイツとの共同戦列より離脱した(対独事項は、前文、第二条、第三条、第五条その他)。

ソヴェト・ロシヤ及びフィンランドは、既に第一次世界戦争末期、西国間に発生した戦争状態を終結し、これにもなる諸問題を解決するための講和条約（一九二〇・一〇・一四署名、一二・三一批准書交換）で、ソヴェト領ペツァモ（パチェンガ、Petsamo, Pechenga）の領域及び領水をフィンランドに割譲したのであるが（第四条、なおフィンランド領ペチェンガ地方の自由通過につき、第八条、同地方居住ロシヤ国民のフィンランド国籍取得につき、第九条）、上述第二次世界戦争初期の講和条約で、ソ連邦は、ペツァモ州より軍隊を撤退することを約束するとともに（第五条）、自由通過の権利を再確保した（第六条⁽¹⁾）。

(1) 第一次世界戦争後の講和条約は、ソ連邦対外政策公文集、前掲、第三卷、二六五頁以下。第二次世界戦争中の講和条約（一九四〇・三・一二）は、Д. Илинский: Финляндия. Огнз-Советкиз 1940, стр. 202

なお第一次世界戦争後の講和条約に関する東カレリヤ紛争については、入江、国際経済紛争の争訟処理、四七四頁以下

次にソ連邦及びイギリス対フィンランド間休戦協定（一九四四・九・一九）は、本協定には若干の講和条件をふくめるとし（前文）、領土条項（第七条）及び賠償条項（第一条）等を掲げていた。したがって通例の単純な休戦協定ではない。⁽²⁾

(2) 入江、日本講和条約の研究（昭和二十六年）、二四頁

ここに領土条項とはペツァモ州に関する規定であって、前述二講和条約のペツァモ（パチェンガ）条項に言及して、フィンランドは、本協定の附属書及び地図に示した境界内で、ソヴェト国家が自発的にフィンランドに譲渡したペツァモ州をソ連邦に返還すると規定した（第七条及び第七条附属書⁽³⁾）。

(3) 休戦協定は、Documents on American Foreign Relations, Vol. VII, 1944-1945, pp. 877

フィンランド領時代、ペツァモ地域には、フィンランド会社に属するニッケル企業あり、同社は、イギリス会社モンド・ニッケル (Mond Nickel Company) の子会社であり、モンド・ニッケル社は、また資本的には、カナダ国際ニッケル会社 (International Nickel Company of Canada) に依存していた。つまりフィンランド会社企業は、イギリス、カナダ両社のために操業されていたものである。

休戦協定は、署名とともに実施されたのであり(協定第二三条)、したがってペツァモ州も、法的には直ちにロシヤの領土権下に帰属したことになる。この地域がソヴェト連邦憲法の施行地域に編入された以上、当然のこととして、土地、地下鉱物、鉱坑、鉱山等は、すべて国有、人民の財産となる(憲法第六條)。通常の場合、一地域の割譲にともなつて、同地所在企業会社は、新領土権国の国籍を取得するか否か、会社住所を原国家内に移転して、その事業を継統するかの問題があるが、ソ連邦の鉱業国営制から見て、ペツァモ割譲及び同地所在フィンランド企業については、これは問題にならない。但し別に問題がある。企業国有化ともなう補償問題である。

(4) 領土的地位の変更にともなう所在企業の国籍問題については、入江、国際経済紛争の争訟処理、七七頁以下、七九頁以下、九〇頁以下、九四頁以下、一〇七頁以下、一一八頁、一三一頁、四五五頁以下

ソ連邦による旧フィンランド企業の国有化は、外国私企業を対象とするものであり、それが没収でないためには、妥当な補償を要する。これに関して問題の第一は、補償請求権者の決定であり、利害関係者は、フィンランド企業の外、前述のイギリス、カナダ各会社である。問題の第二は、妥当な補償の内容または範囲、補償の方法である。別言

すれば、一般にいわゆる補償三原則（適正、迅速性、実効性）の適用問題である。

この補償問題は、直接ソヴェト政府对被国有化企業関係の間で処理されることなく、関係国間の外交的処理により解決された。即ち一方イギリス及びソ連邦、他方フィンランド間休戦協定の附属書という方式で、同協定の署名にあり、イギリス政府、カナダ政府及びソヴェト政府の間に、補償に関する合意が成立し、三国代表間に署名された（モスクワ、一九四四・一〇・八）。これによりソ連邦より補償を受けたのは、モンド・ニッケル会社及びカナダ国際ニッケル会社である。これは政府間の協定であり、被補償会社間の補償配分は、両政府及び両会社間の内部問題である。補償議定書の内容は、次ぎのとおりである。⁽⁵⁾

(5) アメリカ対外関係公文集、第七巻、前掲、八八七―八八八頁

(1) フィンランドより旧ソヴェト領域ベツァモ州（ベチエンガ）をソ連邦にたいして還附することに関連し、またこれにともなつて、同地域で、モンド・ニッケル会社及びカナダ国際ニッケル会社のために操業されていたニッケル鉱山は、これに属する全財産及び施設とともに、ソ連邦の所有権に帰するのに関連し、ソヴェト政府は、カナダ政府にたいし、本議定書署名の日より向う六年の間に、前述両会社にたいする完全かつ最終的補償として、各年同額の年賦で、全額二〇〇〇万合衆国ドルを支払う。

(2) 右支払の目的上、合衆国ドルは、金一オンス三五ドルの価値（国際通貨基金協定第四条第一項参照）により計算することとする。

右の補償額は企業所有者が採鉱のために要した施設投資に加え、ニッケル生産自体の利益収奪をも算入された。⁽⁶⁾ 補

償としては、十分とされよう。

(6) モースラー、國家高権の変更に伴う経済的讓許、前掲、一三五—一三六頁

ソ連邦のペツァモ地域領得で、鉱業及び施設を国有化されたのは、フィンランド会社であった。補償協定では、直接にはフィンランド国籍会社は、補償の当事者として挙げられていない。フィンランド講和条約(相手国は、ソ連邦、イギリス、オーストラリア、白ロシア、カナダ、チェコスロバキヤ、インド、ニュー・ジールランド、ウクライナ、一九四七・二・一〇署名、九・一五発効)は、前述一方イギリス、ソ連邦、他方フィンランド間休戦協定のペツァモ讓渡条項を確定したに止まり(第二条)、その経済条項では、フィンランドは、ヨーロッパにおける戦争状態の存在中執られた行動から生じた同盟連合国にたいするいづれの請求権をも、フィンランド政府または同国民のために一切放棄する旨を規定した(第二九条)。別にフィンランド国民の権利回復に関する規定はあるけれども(第二七条)、ペツァモ企業の喪失は、これに属しない。⁽⁷⁾

(7) 条約全文は、Министерство Иностранных Дел СССР: Сборник действующих договоров, соглашений и конвенций, заключенных СССР с иностранными государствами. Выпуск XIII. Москва 1956, стр. 235

外務省条約局、条約集、第二十五集、第二卷(七二六、昭和二十三年七月一日編修)、「ブルガリア国」ハンガリー国、ルーマニア国、フィンランド国との平和条約

三 旧枢軸国講和条約の補償規定

イタリア以下旧枢軸系諸国とのパリ講和条約(一九四七・二・一〇署名、九・一五発効)は、各「経済条項」と題する

編で、戦時強制措置による財産、権利及び利益の回復（返還）または補償について規定している（イタリア条約第七八条、ブルガリヤ条約第二三条、ハンガリー条約第二六条、ルーマニア条約第二五条、フィンランド条約第二五条⁽¹⁾）。

(1) Documenti della pacts italiana. Roma 1947, pp. 40. 他の諸条約は、外務省条約集、前掲

右講和条約で、戦時強制措置について規定している内容は、第一次世界戦争後、ドイツとの講和条約（一九一九・六・二八署名、一九二〇・一・一〇実施）の規定する「戦時非常措置」(“mesures exceptionnelles de guerre”, “exceptional war measures”, “ausserordentliche Kriegsmassnahmen”) 及び「移転措置」(“mesures de disposition”, “measure of transfer”, “Übertragungsordnungen”) の双方を含んでゐる（第二九七条イ、ニ、ホ、ヘ、ヌ）。戦時非常措置及び移転措置については、ヴェルサイユ条約に定義があり、「戦時非常措置」とは、敵人の財産にたいして執る立法上、行政上、司法上、その他一切の措置で、所有権に変更を加へることはないが、その財産に関する所有者の処分権 (la disposition, the power of disposition, die Verfügungsbefugnis) を奪う結果なるもので、例えば監理、強制管理及び保管のような措置、敵人財産の差押、利用、妨害を目的とする措置である。これにたいして「移転措置」とは、敵人財産の全部又は一部を敵人所有者の同意なく、同所有者以外の者に移転し、因つて敵人財産の所有権に影響を及ぼす措置で、例えば敵人財産所有権の移転売却、清算又は権利証書もしくは有価証券の無効化等の措置を謂う（同上附属書三）⁽²⁾。

(2) 外務省条約局、対独平和条約及関係諸条約（条約彙纂、第三卷第一部、大正十四年六月）、邦文、仏文及び英文

旧枢軸国による戦時非常措置は、一切無効とされるのであって、この措置には没収、押収または管理 (confisca,

sequestro, o controllo) を含むのであり、没収は、補償のない国有化を含むことになる。右措置を一切無効として、回復または補償を行うものである。

講和条約は、旧枢軸諸国がヒトラー・ドイツの同盟国として参加した戦争の講和处理に関するものであって（各条約前文）、条約締結の時点では、ハンガリー、ブルガリア及びルーマニアの三国は、人民民主主義体制に移行していたのであるが、条約の規定する没収等の措置は、戦時非常措置の一部を構成したものであって、社会主義的原理または政策に基く国有化等々ではない。したがって社会主義諸国の国有化を問題とするときは、戦時非常措置による没収、国有化等は、これより除外されなければならない。

ただ社会主義的国有化の補償に関して、関係国間に結ばれた協定では、講和条約の規定する戦時非常措置による国有化、没収、差押等をも併せ、一括して補償支払につき約定しているので、両者を区別することは、實際上不可能である。しかもこの種補償協定には、単純に当該講和条項を援用したものと、当該講和条約中の賠償条項と経済条項の双方を援用したものとがある。後の場合には、補償の対象は、講和条約上の戦争賠償及び賠償態様としての回復を含むことになる（賠償規定は、イ条約第七四条、ブ条約第二一条及び第二二条、ハ条約第二三条以下、ル条約第二二条及び第二三条、フィ条約第二二条及び第二三条）。

この種補償協定の実例を挙げれば、先ずフランスとハンガリー間協定（パリ、一九五〇・六・二署名）は、ハンガリー政府による国有化、所有権収奪または同一性質の制限的措置によりフランス国民の財産、権利及び利益の受けた損害にたいする補償並びにパリ講和条約の規定（第二四条及び第二六条援用）によりハンガリーに課せられた補償の問題

を終局的に解決することを希望して（前文）、一括補償支払を約定し（第一条）、その支払方法等を決定した（第二条以下）⁽³⁾。支払通貨は、合衆国ドル九一万四二八五ドル相当のフランス・フラン及び二〇〇万フォロント（五九六〇万フラン）で（第一条）、ハンガリー通貨分を設けたことは、主としてハンガリー在任フランス請求権者にたいする補償手段であるから、補償の実効性原則を害するものとは見られない。⁽⁴⁾

フランス関係補償協定は、何れもフラン貨支払としているのにたいし、ハンガリー協定が二種通貨払としていることは、例外的である。

(3) Burns H. Weston: *International Claims: Postwar French Practice*. Syracuse University Press 1971, pp. 207

(4) ウェストン、同上、三二二頁脚注一〇七。なお三〇頁脚注九八、三参照

本協定で解決し得なかったフランスの請求権で、ハンガリー政府による国有化、強制収用または同性質の制限措置により損害を受けたフランス財産、権利及び利益の補償については、第二次の最終的解決協定が締結された（ブダペシュト、一九六五・五・一四署名、即時実施、⁽⁵⁾第五条）。

(5) ウェストン、前掲書、二一〇頁以下

フランス、ブルガリヤ間の協定（ソフィヤ、一九五五・七・二八署名）は、同じく一括払につき約定したものであり（合衆国ドル一に対する三五〇フラン基準、一五億フラン）、かつフランスの自然人または法人の財産、権利または利益が、ブルガリヤ共和国の国有化、または他の社会主義的組織措置により影響されたための補償及び講和条約条項の適用に関する問題の解決を目的としたものであるが（前文）、次のように支払の費目を区別している（第一条）⁽⁶⁾。

(6) ウェストン、前掲書、一九一頁以下

(イ) ブルガリヤの国有化、強制収用、没収、強制管理または全的もしくは部分的剝奪の諸措置により、右諸措置の採られた日及び本協定署名の日にフランス国籍を有していた自然人または法人の財産、権利及び利益が侵害されため補償、

(ロ) パリ講和条約の戦争損害、回復等の規定によるフランスの自然人または法人にたいする債務、

(ハ) 前ブルガリヤ諸政府の負担に帰すべきブルガリヤの対外公債(名稱列挙、略)につき、フランスの自然人または法人にたいして有する債務。

このほか、フランス及びルーマニア間の協定(ブカレスト、一九五九・二・九)も、同一要領に基き、一括払(二二〇万合衆国ドル相当フラン)につき規定している。前二条約と同様であるから、その説明は省略する。⁽⁷⁾

(7) ウェストン、前掲書、二一五頁以下

同じくパリ講和条約の補償、回復規定に基き具体化協定を結んだものは、フランスに限るのではない。一例として、アメリカも、ルーマニア講和条約の回復条項(第二四条及第二五条)を挙げて、財産、権利及び利益の回復または補償に関し、ルーマニアと協定に達した(ワシントン、一九六〇・三・三〇署名、同時に実施、第七条)。協定は、次のようにルーマニアの支払につき規定した。⁽⁸⁾

(8) 国連条約集、第三七一巻、一六三頁以下(第五二七八号)、一七八頁以下(同上フランス語訳文)

(1) ルーマニア政府は、アメリカ政府にたいして、(イ) ルーマニア講和条約の規定する回復または補償支払の請

求(第二四条及び第二五条)、(ロ) 本協定署名以前の国有化、強制的清算または他の収用、(ハ) 合衆国の通貨で表示された債務に基く請求で、一九三九・九・一以前に合衆国国民が取得し、一九四七・九・一五以前に支払期日に達した契約上または他の権利にたいし、一括して、二四五二万六三七〇ドルを支払う(第一条第一項、その内訳及び支払方法は、第三条)。

(2) 合衆国国民の請求権は、直接同国民個人の有する財産、権利及び利益に関するもの(第二条イ)、合衆国、その構成州またはその他合衆国政治団体の法律に基いて設立された会社その他法人の直接所有する財産、権利及び利益に関するもの、但し右法人は、合衆国国民である自然人が、直接または間接に発行済株式もしくは享有利益の五〇パーセント以上を保有していたこと(同条ろ)、ルーマニヤ法人にたいし、二五パーセント以上の利益を有する上述(イ)及び(ロ)の個人または会社により直接所有する財産、権利及び利益に関するもの(同条は)とする。

(3) 上述一括払金額の分配は、ルーマニア人民共和国政府の責任にかかわりなく、合衆国政府の排他的権限に属する(第五条)。

(4) 合衆国政府は、本協定の日より三〇日以内に、自国内全ルーマニヤ財産にたいする封鎖管理を解除する(第四条)。

四 平時関係のフランス補償協定

パリ旧枢軸講和条約は、戦後になって、社会主義政権を樹立した人民民主主義諸国の国有化にたいし、講和条約の

規定に基いて、賠償条項及び経済条項を一括して、その補償につき約定し、右講和条項の実施として、後に補償協定を結んだ点で、特徴的である。しかし国有化にたいする補償は、そのような交戦国間の措置としてではなく、ともに戦勝国であるか、または戦争状態になかった国、すなわち平時状態にあった二国間でも、その一方が、社会主義国であり、社会主義的国有化を行ったのにたいして、補償協定が結ばれたものも少くない。一方フランス、他方チェコスラヴァキヤ(プラーハ、一九五〇・六・二協定)、ポーランド(バリ、一九五一・九・七協定)、及びユーゴスラヴィヤ(パリ、一九五一・四・一四協定及び一九六三・七・二二協定)は、その例である。フランス、ユーゴ協定が二回にわたり署名されたのは、第一回で完結しなかったものを第二回で補充し、これを以て、最終的補償としたからである。

右三協定中、チェコ協定は、単純に一括払四二億フランとして、他の外貨基準を示しておらず(第一条)、またポーランド協定は、極めて例外的に、実物払方式を掲げて、高質石炭三八〇万トンのポーランド船積港本船渡による一括払(十五カ年間)としている(第一条)。さらにユーゴスラヴィヤ協定は、標準支払方式によって、一五〇〇万合衆国ドル基準のフラン貨としている(第一条)。

この一方フランス、他方諸国の補償協定は、講和条約の規定を媒介としない点以外は、その方式及び内容ともに、講和条約に基づく協定と同様であるから、各協定の説明は省略することとする。⁽¹⁾

(1) 各協定全文は、ウェストン、国際請求権、戦後のフランス慣行、前掲、一九五頁以下、二二一頁以下(ポーランド協定石炭払については、同書、三二一―三三三頁参照)、二二〇頁以下、二二三頁以下

補償協定が成立した以上、その適用解釈に関する事項は、締約国一方の国内問題であり、フランス、ユーゴ間の協

定に關して、フランス国事院評決（行政判決）がある⁽²⁾。

(2) Re Campion. Conseil d'État. 13 January 1960. I. L. R., Vol. 39, pp. 427. Re Couhadoux. Conseil d'État. 23 November 1962. I. L. R. Vol. 44, pp. 100

クーバのフィデル・カストロ (Fidel Castro) による「カストロ革命」(一九五九・一・一)は、最初は、それまでの専制独裁主義を打倒する民主主義革命の性格をもっていたが、アメリカの政策にたいする反撥、アメリカ企業にたいする国有化措置より、漸次社会主義的政策に移行して、終には社会主義共和国を定言するに至った(一九六一・五・⁽³⁾一)。

(3) 入江、国際経済紛争の争訟処理、一七九頁以下、一八四頁以下

以上の事情を考慮し、畢竟クーバも、社会主義国に数えてよく、よって例えばフランスとクーバ間の国有化補償協定も、前述の諸協定と同列に数えることができよう。フランス共和国政府、クーバ革命政府間の補償協定(ハヴァナ、一九六七・三・一六署名、署名の日発効、第九条)は、クーバ革命政府が政権を樹立してより(一九五九・一・一以降)、その法律及び措置により影響されたクーバ所在フランス国民または法人の財産、権利及び利益にたいし、一括払で、かつ最終的に補償することを約した(前文及び第一条)。支払通貨表示は、従来の諸協定とは異り、特に一〇八六万一千五三三新フランス・フランとしている⁽⁴⁾。本協定は、クーバによる法律及び措置による影響といっており、国有化とは称していない⁽⁵⁾。

(4) ウェストン、前掲書、三〇頁、脚注九八、一〇

社会主義諸国による国有化

(5) 協定全文は、ウェストン、同上一九三頁以下

一方フランス、他方社会主義国間の二国間補償協定では、講和条約に由来する請求権も、通常の平時的請求権も、国有化または所有権収奪にたいする補償請求権であることが明示されているの⁽⁶⁾にたいし、クーバとの協定は、全くこれにふれていない。なおかつ本協定も、事実上及び法律上の収奪措置にたいする請求権を含むと解される。

(6) ウェストン、同上、一二一頁及び脚注一六九

五 ユーゴ、アメリカ間補償協定

ユーゴスラヴィヤは、その王国時代よりアメリカにたいする戦時債務があり、同時にユーゴも、アメリカにたいする預金債権があつて、戦後その債権、債務を決済する必要があつた。したがつて両国間の請求権は、単純な国有化問題に限定されない。

王国時代の主要債務について指摘すると、ユーゴは、アメリカの武器貸与法(一九四一・三・一一)「合衆国の防衛を促進し、及び他の目的のための法律」[「The Lend Lease Act」]に基き、アメリカと武器貸与協定(一九四二・七・二四)を締結した(一九四二・七・二四)武器貸与法は、一九四三・三・一一⁽¹⁾延長)。

(1) 武器貸与法 Documents on American Foreign Relations, Vol. III, 1940-1941, pp. 712 延長法に「ごうごん」同七、第五卷、一九四二—一九四三年、一〇五—一〇六頁。アメリカ、ユーゴ武器貸与協定 Department of State Bulletin, VII, p. 647

補償問題に入るに先きだつて、今一つ指摘しておく必要があるのは、ユーゴ通貨債権の価値切下についてである。これは一国の通貨主権に挑戦し、国家の通貨措置により、財産価値の減少を来した個人が、その損失にたいし、補償を求め得るかの問題、現実にはアメリカ国民がその保有するディナール貨債権取立につき、ディナール貨表示の価値切下にたいし、有効に異議を提起し得たかにかかわる。

第二次世界戦争の勃発以前、本件請求人は、ユーゴスラヴィヤの一銀行に、ディナール貨で預金していた。終戦後、ユーゴの戦前債務処理法（一九四五・一一・一三施行）は、ドイツ軍のために、ユーゴ軍が潰滅し、ユーゴがその占領に帰した当時（一九四一・四・六、空軍による襲撃開始、ユーゴ軍の降伏は四・一七以前のディナール貨債務は、一〇対一の割合で、ユーゴ連邦共和国ディナール貨で、支払弁済される旨規定した（第一条）。これはディナール貨の価値切下であり、債権者からすれば、ユーゴ敗戦以前の王国ディナール貨債権は、一〇分の一に価値が切下げられたことになる。

終戦後、ユーゴスラヴィヤでは、制憲會議の決定によつて、王制が廃止せられ、連邦人民共和国が樹立されるともに（一九四五・一一・二九）、諸国と外交關係を開くため、アメリカ政府にたいしても、右憲法上の變化を告げて、その旨申入れたのであるが（二二・二二）、アメリカ政府は、新ユーゴ政府が、自国の國際義務にたいする責任を受諾するについて、その確認を求め（二一・二二）、その確認を得たので（一九四六・四・二）、ユーゴ大使は、アメリカ大統領に信任状を^②手交して（七・一八）、ここにアメリカ政府によるユーゴ政府の承認が實現した。後述ユーゴ軍によるアメリカ航空機二機の撃墜は、それより間もなく後のことである（一九四六・八）。

(2) アメリカ外交関係文書、第八卷(一九四五—一九四六年)、八九七頁以下

アメリカ、ユーゴ両国政府は、外交関係の回復後、両国間の債権債務解決につき、交渉を行っていたが、その最終段階について述べると、先ずユーゴ政府は、國務省あて書簡で(一九四八・一・二)、(1) ユーゴ政府によるアメリカ国家、国民の保有財産国有化にたいする補償請求権、(2) ドイツのユーゴ占領以前、ニュー・ヨーク連邦銀行に預託し、凍結された金預金約四二〇〇万ドルにたいするユーゴの請求権に関し、交渉の再開を申入れた。これにたいしてアメリカ政府は、アメリカの国有化にたいする請求権は、武器貸与協定による債権、連合国救済復興機関 (UNRRA、一九四三・一一・九、ニュー・ヨーク州アトランティック・シティーで協定署名) 以前の民事的給与、ユーゴ軍により撃墜されたアメリカ航空機二機にたいする損害補償をも加えると、その総額は、アメリカの凍結したユーゴの預金額を超過する旨答えるとともに、國務省は、対立する両国の請求権に関して、交渉を継続したい旨回答した(一九四八・一・一四)⁽³⁾。

(3) 以上両国間の解決交渉は、國務省ブレットイン(一九四八・一・二五)、一一七頁以下

アメリカ、ユーゴ両国政府は、以上交渉の結果として、一の協定に達し、一九三九・九・一及び本協定署名日の間に、アメリカ及び同国民所屬財産、財産関係の権利、利益に関して、ユーゴにより行われた国有化及び他の収奪にたいする請求権の「迅速かつ衡平な解決」を目的とする協定を締結した(一九四八・七・一九)⁽⁴⁾。協定は、補償を受ける請求権中には、管理主義に基き、アメリカ国民が二〇パーセントまたはそれ以上の株式を有する会社の国有化資産をもふくめた(第二条)。本協定に基き、ユーゴ政府は、アメリカ財務省にたいして、アメリカ国家、国民の全請求権に

たいする終局的解決として、一七〇〇万ドルを支払った（協定第一条、一九四八・八・二二）。よって以後の処置は、アメリカの対内的措置として、各請求権者にたいする右受取金額の配分問題となった。

(4) 協定全文は、アメリカ対外関係文書集、前掲、第一〇卷（一九四八年）、六五四頁以下

アメリカには、これより先き、国内法として、国際請求権処理法（The International Claims Settlement Act, 1940, Public Law 455, 81st Cong, 2nd session）あり、本法により合衆国国際請求権委員会（International Claims Commission of the United States）が設立されたのであるが、上述アメリカ、ユーゴ間請求権解決協定は、請求権問題は、アメリカの設立した機関に附託して審決すると規定しており（第一条は）、この場合、右の請求権委員会が、その管轄機関である（本委員会は、後に合衆国外国請求権委員会、Foreign Claims Commission of the United States がこれに代った）。

本委員会に附託された一案件で、請求人（複数）は、ユーゴの戦前債務処理法により、自己の預金価格が九〇パーセントの損失を来したことは、アメリカ、ユーゴ間協定の意味する財産又は財産上の権利又は利益の奪取を構成すると申立てた（協定第一条い援用）。しかし請求権委員会は、この申立を認めず、ユーゴ法は、財産又は財産的権利、利益の国有化又は他の奪取（‘nationalization’ or ‘other taking’）を意味しないし、別段ユーゴは、国際法の原則に違反してもいえないとして、その請求を却下した（委員会決定の年月日は明示されておらず、一九五一—一九五四年間に行われたものと推定）。その理由要旨は、次ぎのとおりである。⁽⁵⁾

(5) Tabar Claim (No. 1), United States, International Claims Commission (Report: Settlement of Claims, 1949-

1955, p. 22) I. L. R., Year 1953, pp. 211

(1) 国有化論の否定 ニューゴの戦前債務処理法で、申請人の預金価値を九〇パーセントに減損したことは、アメリカ、ニューゴ間協定の意味する範囲内で、財産又は財産上の権利、利益にたいする「国有化」又は「他の奪取」を構成するものではない。

申請人の預金は、戦前のディナールで行なわれたのであるが、これにたいする銀行の債務は、申請人の請求に基づき、銀行の規則及び預金協定に従って、法定通貨で支払うことである。ディナールは、預金の行われた当時、法定通貨であった。通常の銀行預金は、負債（金銭債務）であり、即ち通貨で履行すべき債務であって、同時に訴訟請求物（債権者より訴訟で請求できる債権、*chose in action*）である。

(2) 切下通貨による金銭債務の履行 通貨価値が下落し（その購買力喪失）または価値の切下（金と通貨単位間の低率化）があったとしても、債権者は、通貨下落又は価値切下以前の通貨単位にたいして有した権利に比べて、それ以上の通貨単位（ディナール）にたいする権利を有するものではない。ホームズ裁判官が判示したように、ドル又はマルクは、異った時には異った価値を有しようが、そのドル又はマルクを確立する法にとっては、それは常に同一ということである（ドイツ銀行、ニュールンベルグ支店対ハムフリー事件⁽⁶⁾）。

(9) Die Deutsche Bank, Filiale Nürnberg v. Humphrey, 272 U. S. 517 at 519 (1926)

ニューゴ通貨は、価値が破綻したのでもなく、その膨脹は、破滅的でもなかった。通用紙幣の増発にかかわらず（増発状況省略）、それは破綻通貨乃至破滅的膨脹を証示するものではない。

(3) アメリカの金約款禁止法　アメリカでも、議会同決議（一九三三・六・五）で、金支払約款又は金換算通貨支払約款は、公の政策に反するとして、同約款を無効と宣言し、統一通貨の回復を図ることとした。それまでは納税、その他一般の支払は、通貨一ドルの基準による場合、金約款によれば、一ドル六九セントの換算による支払を要した。これを是正するために、この議会同決議に基き、大統領は、ドル新通貨基準を確立した（金ドルの重量を従来の 258/10 グレインズから 155/31 グレインズに）。それ以後は、連邦最高裁判決によって、鉄道債の金貨支払条件による支払は、議会の通貨権限にたいする干渉であり、許されるものではなかつた（憲法修正第五条末段による抗弁排除。ノーマン対ボルティモアー・オハイオ鉄道事件。一九三五・二・一八、連邦最高裁判決⁽⁶⁾）。

(9) Norman v. B. & O. Railroad, 294 U. S. pp. 240, 1935

以上により、ユーゴスラヴィヤは、その通貨制度再確立に関する一部として、軍事占領以前に負担した債務の支払につき、一〇旧ディナール対一新ディナールの割合を定めたことは、国際法の原則を侵犯したのではなく、戦前債務の解決に関するユーゴ法が、一九四八年ユーゴ請求権協定の意味における国有化または奪取を構成するものでないことは明らかである。

以上が合衆国国際請求権委員会の決定であるが、附言すれば、ドイツが「金約款介入法」（一九三六・六・二六）で、切下ドル貨による債務支払を可能としたのにたいし、スイス裁判所は、ドイツの金約款介入法は、通貨法的性質をもつものではないとして、スイスの公序則に基いて、同法の適用を排除した（スイス連邦裁判決、一九三八・二・一⁽⁷⁾）。

(7) 入江、国際経済紛争の争訟処理、三二七頁以下（Urteil I. Februar 1938 i. S. I. Allgemeine Elektrizitätsgesellschaft,

Berlin, II, Siemen & Halske Aktiengesellschaft, Berlin, gegen Journaliag A.G., Glarus.)

なおアメリカは、戦前の武器貸与をふくむ相互援助解決協定としては、ユーゴスラヴィヤのほか、チェコスロヴァキヤとの協定(一九四八・九・一六)をふくみ、他の諸国とも締結している。⁽⁸⁾

(8) アメリカ対外関係公文集、前掲、第一〇巻(一九四八年)、三九〇頁以下

第五節 国有化の域外効力諸判例

一 ドイツ水素化学工業会社事件

企業、財産の没収、または没収と同様の国有化にたいし、別国がその域外効力を認めることは、国によって異り、また場合によって異なる。没収または国有化の属地主義よりして、その域外効力を認めない判例も少くない。このことは、第二次世界戦争後、社会主義国による国有化の域外効力問題についても同様である。

ドイツとの終戦後、イギリス、アメリカ及びソ連邦の三国は、ポツダム協定(一九四五・八・二)で、ケーニスベルグとその近接地域は、ロシア語正文によれば、講和处理による領土問題の終局的決定まで、ソ連邦に引渡すとのソヴェト政府の提案に、原則として同意し(引渡、*передача*)、アメリカ大統領及びイギリス首相は、右の会議提案を講和处理の際に支持する旨を表明した(第六節)。この引渡文言は、英語正文とドイツ語訳文では、終局的引渡(*the ultimate transfer, die endgültige Übergabe*)、フランス語訳では、確定的引渡(*le transfert définitif*)となす。

ている。引渡について、原則として同意し、後の講和処理に際して、右提案を支持するとあるのであるから、戦時領土処理（領土の譲渡、一部地域の分離独立）の慣例と常則にしたがって、ドイツとの講和会議に際して、終局的にケーニスベルグ地域の領土的移転を確定するはずのものであったと解せられる。尤もこの慣例、常則にたいして、理論的な妥当性は別として、例外がないわけではない。⁽¹⁾

(1) 入江、日本講和条約の研究（昭和二六年）、二二頁以下、二六頁以下、特に三〇頁参照、四四頁以下、六一頁以下

ポツダム協定は、このようにケーニスベルグ地区をソ連邦に引渡すとともに、ヤルタ協定（一九四五・二・一一）のポーランドに関する合意（協定第六目）を進展させて（未段国境条項）、ドイツに接するポーランド西部国境の終局的決定があるまで、オーダー、ナイセ両河の線を劃して、「旧ドイツ地域」（the former German territories, бывшие германские территории）は、ダンツィヒをも含め、ポーランドの行政下に委ね、ひいてソ連邦のドイツ占領地帯には加えないこととした（第九目未段）。⁽²⁾

(2) Foreign Relations of the United States, The Conferences at Malta and Yalta 1945, Department of State Publication 6199, p. 974, F. R. U. S. The Conference of Berlin (The Potsdam Conference) 1945, D. S. P. 7163, Vol. II, p. 1509.

ソ連邦現行条約協定集、前掲、第一一巻、一一六頁（第六目）、一一七頁（第九目）

ポーランド（及び後のドイツ民主共和国、東ドイツ）は、ポツダム協定により、両国間の国境は、講和条約で確認されるまで、ポーランドの行政、管治（administration, Verwaltung, управление）に委ねることとしたことに基づき、一部協定国は、この「管治」を解して、「回復地域のポーランド主権下における事実上の引渡」（фактическая передача

Возвращенных Земель под суверенитет Польши) であると解した⁽³⁾。

(3) B. Вевора: Польско-германская граница и международное право (Перевод с польского). Москва 1959, стр. 102-

一般的な見解からすれば、このポーランド管治地域は、その戦時占領下にあったとされねばならなかった。当時ドイツ領域は、戦勝主要関係国の分割的占領管理下にあり、ドイツ中央政府は、倒壊したままであった。この初段下で、ポーランド管理地域に住所を有したドイツ会社水素化学工業 (Hydrierwerke P. A. G.) の施設は解体され、その残余財産は、ポーランドの法律 (一九四六・一・三〇) で、所有権が剝奪された (国有化)。通常の理論からすれば、ポーランド、ドイツの両国間は、戦争状態にあり、占領軍は、その占領地域内敵私有財産を没収することはできないはず (一九〇七・一〇・一八の陸戦法規慣例規則第四六条第二項)。ポーランド、ドイツは、ともに陸戦法規慣例条約の締約国である。一部の交戦国が、同条約に加入していなかったところから、条約の全参加条項 (Allbeteiligungsklausel, general participation clause, clausola della partecipazione di tutti) 又は連帯条項 (Solidaritätsklausel) よりすれば (第二条)、同国は、その拘束を受けないものようであるが、当該条項に示された規則は、既に国際法上の確立された原則または慣行であると一般に認識されるようになっていたのであるから (ニールンベルグ戦犯裁判決)、いずれの交戦国も、これに従わなければならなかったであろう。しかし第二次世界戦争後の占領管理では、従来の戦時一部占領とは異って、敗戦国の全面的占領管理が行われ、特にドイツの場合は、降伏とともに、その中央政府も潰滅し (一九四五・六・五、英米ソ仏四国のドイツ国権掌握宣言)、殊にポーランドは、ドイツによる軍事行動で、その戦禍も

多大であったことが考慮されて、ポツダム会議では、ソヴェト連邦の賠償受取分より分与すること、特にその東ドイツ占領地帯よりドイツ資産を撤去して、これをポーランドにも分与することとした（一九四五・八・二、ポツダム議定書、第三、ドイツ国からの賠償）。同会議議事録、これに関する覚書等によれば、ポーランド占領ドイツ地域所在ドイツ資産も、賠償引当に加えるとの考慮が散見するし、少くとも同地域所在ドイツ資産を接収より解除し、ドイツ資産として留保する旨の意向は、全然見あたらない。⁽⁴⁾

(4) Foreign Relations of the United States, Conference of Berlin (Potsdam) 1945, Vol. II, Washington 1960, pp. 849, 857, 862, 883, 895, 901, 914, 921, 926, 944, 1126, 1485 (Protocol, III, German Reparation)

しかもポーランドと東ドイツは、「主権下の事実的引渡」地域にたいする確定的領土権を設定し、オーデル、ナイセの線により、国境劃定に関する一連の取極を行った（一九五〇・六・六のワルシャワ声明、同日署名の協定、一九五一・一・二七、フランクフルト・アン・デア・オーデル署名の国境画定議定書⁽⁵⁾）。この間、上述ポーランド国有化政令の効力を問題とし、その領域外効力を否認したドイツ連邦共和国判決がある。

(5) ヴェヴェューラ、ポーランド、ドイツ国境と国際法、前掲、一九一—一九二頁

原告は、ヒドリールヴェルケ株式会社の株式若干を所有していた。被告は、右株式の示す資本並びに同利子を保証していた。原告は、被告を相手取って、ドイツ裁判所に訴を起し、被告は、保証人として、右資本及び利子にたいする原告の請求を満足させる義務がある旨の宣言を求めた。主債務者、即ち会社の工場または財産価値で、西ドイツ領域に現存するものがあるか否かは、この当時、不明であった。原告の申立によれば、ポーランドの当該政令の効力

は、その領域内に限定されるのであるから、ドイツ内会社の法的人格を消滅させるものではなく、したがって被告は、会社の支払債務に責任がある。これにたいして被告は、支払債務者は、ポーランド国有化令の効果として、存立を終止したのであり、保証人の責任は、支払債務者の存続を前提とするのであるから、保証は執行され得ないものであると抗弁した。裁判所は、国有化の領域原則に立って、原告の請求を認めた(西ベルリン、地方裁判所、一九五〇・一二・一)。判決理由は、次ぎのとおりである。⁽⁶⁾

(9) I. Sache Hydrrierwerke P. A. G. L. G. Berlin-West, Urt. v. 1. 12. 1950. Neue juristische Wochenschrift, 4. Jahrgang, 1951, S. 238. I. L. R., Year 1951, pp. 38, Case No. 13

(1) 被告は、主債務者、水素化学工業の消滅を申立てることはできない。固り保証の従属的性質 (sog. akzessorischer Charakter der Bürgschaft) よりして、保証義務にたいしては、各場合の時点で、主義務の状況 (Bestand der Hauptverbindlichkeit) が基準となる (民法第七六七条、日民法第四四六条参照)。しかし本件の場合には、主債務者の消滅よりして、被告も、これとともに保証債務を解除されたことにはならない。何となれば、主債務者は、単に事実上中絶しただけであって、これにより法的にも解散されたものとは見られないからである。株式会社の解散には、株式会社法の規定があり (株式会社法⁽⁷⁾第二〇三条)、本件の場合には、それに該当しない (以下中略)。

(7) 株式会社及株式会社に関する法律 (一九三七・一・三〇)、独商法第二九二条参照

(2) 本件関係のポーランド法 (一九四六・一・三〇) は、明かに国有化を目的として、ポーランド国家のために、オーダー・ナイセ線の東部にある元ドイツ財産を収奪したものであって、元ドイツ諸会社の強制的解散を目的とし

たものではなかった。

右財産権収奪は、ポーランド国家がその行政を委任されただけのドイツ東部地域にたいして、この権限があるとした場合でも、収奪国外の外国主権国内に所在する財産価値にたいして、その効力を及ぼし得ると認めることはできない。現実には、そのような財産は、ドイツ領域内には存在せず、主債務者の崩壊による残余財産価値にたいして、ポーランド国家が収奪を行なったものとすれば、やはりこの事実よりして、水素化学工業会社の法人格を解散する効果をもたらしたのではない。何となれば、法人の無財産は、直ちに解散の根拠を供するものではなく、会社及び組合の解散及び抹消に関する法律（一九三四・一〇・九）に従って、特別手続による解散の理由を与えるものだからである。⁽⁸⁾

(8) 本法 (Gesetz über die Auflösung und Löschung von Gesellschaften vom 9. Oktober 1934) は、破産手続開始の却下を会社の解散事由として、職権を以て、その解散を商業登記簿に登記すべきこと、また会社財産を全然喪失した場合に、公権力を以て、会社を抹消すべきことを定めたものである。

二 オーストライヒ憲法と国有化

ドイツのワイマル憲法（一九一九・八・一一）は、国際法の一般的に承認された規則は、ドイツ国法の拘束力ある構成部分として、効力を有すると規定した（第四条）。これについては憲法制定過程で、相当の論議、文案の重要な変更の経緯もあるが、⁽¹⁾ オーストライヒ憲法（一九二〇・一〇・一一）は、別段の論議もなく、同一主旨の規定を設けた（第

九条)。したがってその意味するところは、専ら判例によることが多い。但しその判例も、時には変更があり、また何を以て国際法の一般に承認された規則と見るかは、判例によっても、常に確定的であるとは言えない。しかし一般的に言えることは、オーストライヒは、特定条約の締約国ではなく、また該条項に相当する国内立法がなくても、凡そ一般に承認された国際法の規則を示すものと判断された場合は、裁判所でこれを適用したことである。今一つの点は、国際法の一般的に承認された規則は、さらにこれを拡張して、一般に承認された国際私法上の規則や国際行政法上の規則をも含むとされていることである。⁽²⁾

(1) 第四条は、最初政府案として提出されたが、憲法委員会で、『ドイツ国の諸外国にたいする関係には、国の諸条約、一般的に承認された国際法の原則、国が国際連盟に加入すれば、その諸規定が基準となる』と修正された(一九一九・三・六の憲法委員会第三回會議議事録)。フェアドロースは、これより出発して、憲法優位か、国際法優位かを論究している。Alfred Verdross: *Völkerrecht*. Wien 1955, S. 65 ff.

(2) Ignaz Seidl-Hohenveldern: *Relation of International Law to Internal Law in Austria*. A. J. I. L., Volume 49, Number 4 (October 1955), pp. 451

国際法の一般に承認された規則は、国際私法上及び国際行政上の一般に承認された規則をも含むと解釈されるところからして、その一適用として、オーストライヒの見地からすれば⁽³⁾、(その他、多くの国もそうであるが)、外国の没収法令にたいしては、その領域外効力を認めないことになる。

(3) ザイドル・ホーヘンフェルデルン、前掲論文、四五四頁脚注二二、その引用判例内容は、以下に述べる。

まだオーストライヒがヒットラー・ドイツに併合される以前、チェコスロヴァキヤ人三名は、チェコ法に基き、合

名(商事)会社を組織し、同国の一地に登録した。チェコスロヴァキヤ及びオースタライヒ法上の合名(商事)会社(Offene Handelsgesellschaft)は、ともに法人格はなく、一種の組合である。同社は、終戦前、ウィーン居住の一オースタライヒ国民甲にたいして、貨物を引渡した(一九四四年)。まだその代価が支払われないうちに終戦となり、チェコスロヴァキヤの在ロンドン亡命政権が本国に復帰して後、同社組合員三名は、チェコスロヴァキヤより放逐され、同社は、チェコスロヴァキヤの法律により国有化されて、その全資産は、一チェコ国有企業に移転された⁽⁴⁾。右組合員は、オースタライヒに亡命し、次いで甲にたいする売渡代金の取立を試みた。この目的からして、組合員三名中の二名は、自己の権利を第三組合員乙に譲渡し、乙は自己の名で、甲にたいする金銭債権の取立を請求した。これにたいして甲は、自己の負債は、組合全体にたいして負担するものであって、組合員個々にたいするものではないとの理由で、乙にたいする弁済を拒絶した。甲によれば、組合財産を移転された上述チェコ国有企業は、チェコ法上、元組合の承継者であるから、同国有企業と乙とが、自己の負債を取立てる権利があった。右国有化企業も、訴訟に参加して、同一の法的見解を示した。

オースタライヒ最高裁判所は、本件に関する判決で、チェコスロヴァキヤの国有化法令は、オースタライヒ所在資産には効力を及ぼさないとするとともに、右国有化措置によって、組合関係は終止したが、右措置は、組合の清算につき規定してないのであるから、オースタライヒ所在当該資産は、元組合員乙の個人財産になったとし(一九五〇・九・二の最高回復委員会決定援用)、したがって乙は、右の債務を取立てる権利があるとした(一九五一・五・三一)⁽⁵⁾。まだオースタライヒが同盟国の占領管理に服していた当時のことである。

- (4) ロンドン亡命チェコ政権の本国復帰にともなう諸種の国有化措置は、入江、国際経済紛争の争訟処理、一〇四頁以下
- (5) Austria: Confiscation of Partnership (offene Handelsgesellschaft) in Country of Registry; No effects on assets located abroad. The Austrian Supreme Court. May 31, 1951 (L. v. R., F. intervening — not reported. Note by Ignaz Seidl-Hohenveldern. The American Journal of Comparative Law, Vol. I, 1952, pp. 122

三 ストランスキー対チェコ銀行

一国が自国内国民財産を国有化した場合、これにたいする補償の有無は、専ら国内法上の問題である。この国有化が対価のない没収であり、国内所在外国人財産も国有化もしくはこれと同等の措置に服し、後に外国人の所屬本国と国有化国との間に補償協定が成立しても、内国民は、固りその恩恵に当然に均霑するわけではない。内国の国籍を有する者が、後に協定の相手国に移って、訴訟手続に訴え、通常なら自己の請求権を満足すべき方法があったかも知れないとしても、右補償協定で以て、協定発効の日、国有化国の国籍者は、協定の発効後は、一切協定の相手外国内で、その請求権を主張し得ないとの約定があれば、もはや相手外国内で、請求権の申立は認められない。このような協定は、公法上の性質を有し、私権的請求権を以て對抗することはできない。

原告フリードリッヒ・ストランスキー (Friedrich Stransky) は、チェコスロヴァキヤ国民、第二次世界戦争の勃発前、本国よりスイスに入国し、ツューリッヒに居住した。同原告は、本国の諸銀行に貸附債権を有していたが、戦後諸銀行は、プラーハに主事務所を有する国营企業法人、本件被国ツイヴノステンスカ銀行 (Zivnostenska Banka)

に合併された。チェコスロヴァキヤでは、大統領政令（一九四五・一〇・一九）を以て、通貨改革令を発し、本件原告の分をふくみ、チェコ通貨による全銀行貸附債権を凍結した。ただ被告銀行の同意がある場合にかぎり、その解除が認められた。

原告は、若干の金額引出を試みたが成功せず、よつてツューリッヒ所在スイス諸銀行内の被告銀行貸附債権及び預金に仮差押を行つて、自己の債権、利子及び費用を得ようとした。これが事件の発端であり、仮差押後、被告は、原告にたいして、否認訴訟を起した（一九四九・二・一一、ツューリッヒ区裁判所）。事件の繫属中、スイス及びチェコスロヴァキヤは、チェコスロヴァキヤにおけるスイスの利益（その国有化、没収または類以の制限措置）にたいする綜合的補償に関する協定を締結し（一九四九・一二・二二）、スイスの自然人または法人及び商事会社ならびに本協定発効の日（一九五〇・一・二）、チェコ国籍をもち、もしくはその住所をチェコに有していたチェコの自然人、法人、会社及び機關は、協定発効の日以後は、もはやスイスで、その請求権及び利益主張を行ない得ないこととなつた（第二条第三項、第五条第二号、第六条）。本協定は、公法的性質を有するとされる。

国家間条約で、ある請求権は、これを訴訟及び執行の対象としない旨規定する条項は、私法上の性質ではなく、全体として、公法上の性質を有するものであることは、判決の執行、強制執行、及び差押その他類似の行為に関する国家間条約の条項と同様である。よつてツューリッヒ区裁判所も、同州高等裁判所も、右の理由により、原告の請求を棄却し（一九五三・六・五、州高裁判決）、これにたいする原告の上告にたいしても、連邦最高裁判所も、同様これを棄却した（一九五五・三・七）⁽¹⁾。

(一) Auszug aus dem Urteil der I. Zivilabteilung vom 7. März 1955 i. S. Stransky gegen Zivnostenska Banka. B. G. F. Band 81-II, S. 79 ff.

右判示によれば、ストランスキー(控訴審被告)は、事件当時、なおチェコ国籍を保有していた。他方では、同人の財産的債権は、チェコ、スイス間補償協定の規定対象であり、これにより凍結されて(協定第五条第二号a)、同協定の発効とともに、支払請求権も剝奪された(第六条及び第二条第三項)。即ち右協定によれば、本協定の発効当日以後は、スイスの自然人または法人及び商社会並びに同日現在チェコ国籍を有したか、またはチェコに住所を有した自然人、法人及び組織は、スイス所在一定性質の請求権及び利益(第一条所定)は、もはやこれを主張し得ないとされ(第二条第三項)、他の一定債権及び財産(第五条所定)についても同様とされた(第六条)。

本協定よりして、スイス人債権者に関するかぎりは、チェコ政府の支払う補償総額(第七条)により、スイス政府の樹立する分配計画に基き、自己の請求権を満足させるのであるが(第八条及び第九条)、チェコ国民にたいしては、右救済措置は適用されない(本協定以前に締結された一方スイス、他方ユーゴスラヴィヤとの一九四八・九・二七協定及びポーランドとの一九四九・六・二五協定参照)。

控訴院は、スイス、チェコ間協定の請求権関係条項(第二条第三項)を解して、執行可能性(Vollstreckbarkeit)の制限または拒否であるとした。つまり右請求権は、協定上の請求権にたいする「主張禁止」(Geltendmachungsverbot)ないし追求禁止(Verfolgungsverbot)に服する請求権ということになる。国家間条約におけるそのような禁止条項は、民事法上の性質ではなく、公法上の性質を有すること、判決の執行、強制執行、仮差押、その他類似の事項に関

する国家間協定と同様である。したがってその違反にたいしては、公法上の抗告を行うことができるが、民事法上の訴訟手続に訴えることはできない。スイス、チェコスロヴァキヤ間の協定は、本来訴権を行使し、執行を求め得た請求権にたいし、後に右協定によって、訴訟性と執行性を除去したものである。つまり両締約国間の合意によって、スイス裁判所、執行官庁及びその補助機関は、当該請求権の追求には応じてはならないことを確定したものである。これは民事法に基礎をおく考慮からでもなく、またそのような別途請求権自身の内部的關係に由来するものでもなく、全く公法上の領域に属し、この種協定は、その意義、目的及び設定された手段に鑑み、総じて公法上の性質をもつものである。

以上の理由により、スイス連邦裁判所は、原告の請求を棄却したわけである（一九五五・三・七）。

原告ストランスキーは、右連邦裁判所にたいする上告と並んで、同じく連邦裁判所にたいし、州高等裁判所の前記判決（一九五三・六・五）にたいする抗告（*Staatsrechtliche Beschwerde*）を以て、右判決は、チェコスロヴァキヤ所在スイス利益の補償に関する協定（一九四九・一二・二二）に違反する故、これを取り消し、新たな裁判のため、ツェーリッヒ州裁判所に差戻すよう請求した。

原告は先きのチェコ大統領による通貨改正令は、原告の銀行貸付債権を事実上無償収奪したのであるが、さらに新通貨改正大統領令（一九五三・五・末）により、正式にこの結果をもたらしたとし、これはスイス、チェコ協定の予見しなかったことであるとした。

スイス連邦裁判所は、原告（抗告人）の申立を排し、スイス、チェコ協定上、スイスでは、その請求権は主張できない

いとして、抗告を棄却した(一九五五・六・二二)。左に判示要旨を挙げる(註)。

(2) Urteil vom 22. Juni 1955 i. S. Stransky gegen Zivnostenska Banka und Obergericht des Kantons Zürich. BGE 81-I, 1955, S. 222 ff.

(1) 原告の国籍 問題の協定は、締約国国民の請求権に適用がある。原告(本審抗告人)は、スイスに移住してより、本協定の発行以前に、チェコ国籍を喪失し、以来無国籍者であると申立てたが(チェコスロヴァキヤ国籍の得喪に関する一九四九・七・二三法援用)、それは公の反証によって覆される(一九五三・一・一四、チェコ司法省文書、一九五三・二・二七、同省書面)。チェコ司法省の証明は、スイス、チェコ間民商事司法共助協定(一九二六・二・二二、戦後一九四六・九・二及び一〇・一一の交換公文で確認)により、スイスでは、別段の証明なく、これを証拠として使用することができる(協定第六条第二項、その他反証方法略)。

(2) 協定の遡及効 原告は、自己の訴は、協定の発効以前に、裁判所に繫属していたのであり、協定の遡及効は認められないから、協定の請求権終止条項(第二条第三項)は、本件訴訟に適用がないと申立てたが、同条項は、スイスでは「もはや一切(何として)」(“in keiner Weise mehr”)主張されないと規定している以上、この申立も認められない。

(3) スイスの公序問題 原告は、自己の請求権は、チェコでは申立てることができないのであり、チェコで何ら補償なく収奪されたのであるから、スイス、チェコ間の補償協定は、スイスの公序(ordre public, öffentliche Ordnung)に違反すると主張した。確かに本協定は、チェコの債権者にたいする処置に関しては、スイスの伝統的

法律観と合致しない。しかし同協定は、国内法の構成部分となったのであり、スイスの公序と両立するか否かは、もはや問題とならない。

(4) 事態存続條款の問題 原告の申立によれば、チェコ政府が補償協定の締結後、新通貨改正令により原告の請求権をふくみ、チェコ国民のある種貨附債権を無償没収したことは、協定当時の關係にたいして、スイスの予見しなかつた本質的変更を加えたものであり、よつてスイスの裁判官は、關係債権者にたいして、締約国間に黙示的に合意された事態存続條款（事情変更の原則、*Clausula rebus sic stantibus*）を援用して、少くともスイスでは、権利追求を許さねばならぬ。こうした原告の申立は、理由がないわけではないが、スイスの裁判官としては、現存協定の変更がなにかぎり、原告の申立に應ずることはできない。参事院（スイス政府）は、國際法關係の維持にあたる管轄官庁であるが（憲法第一〇二条第八号）、今までのところ、協定条項の変更といった行動に出ておらず、かつスイスが事態存続條款を援用しようとしても、相当の困難に当面するであろう。

四 その他国有化効力諸判例摘要

社会主義諸国による国有化の効力承認問題に関しては、以上述べたほかにも、諸国の判決は相当多い。以下国有化措置を執つた国を主体として、その領域外効力問題に関する別国の判例を要約することとしよう。

- (1) チェコスロヴァキヤ關係 (i) チェコスロヴァキヤは、終戦直後、自国のコー・イ・ノール鉛筆製造会社 (Koh-i-noor Bleistift Fabrik L. & C. Hardmuth, Budweis) を国有化した。同会社は、同社の所在地をパリ

に移転し、改組した後、その營業地、商標登録地の諸外国裁判所で、商標及び商号にたいする権利主張を行った。いずれの判決も、チェコ国有化令は、在外登録商標には及ばぬとすることで一致した(一九五七・九・一三のスイス判決、一九五八・六・二のオースタライヒ判決、一九五九・七・二のノルウェー判決⁽¹⁾)。

(1) 入江、国際不正競争と国際法、一二六頁以下

(b) 登録有限責任組合ズデーテン・ドイツ組合中央金庫(ZKSG: Zentralkasse Sudetendeutscher Genossenschaften)は、ベネシシュ没収政令(一九四五・五・一九の第五号、一九四五・一〇・二四の第一〇〇号及び第一〇八号)により国有化された後、その住所をミュンヘンに移転し、被告の保有するドイツ連邦共和国内所在特定財産は、法的に自己に所屬するものであるとして、該当金額の支払を求め、ドイツ裁判所に訴を起した。裁判所は、没収の領域外効力を認めず、かつ原告金庫の移転は有効に行われたとして、原告の勝訴を判決した(一九五五・六・七⁽²⁾)。

(2) 入江、国際経済紛争の争訟処理、一〇四頁以下、一〇七頁以下

(c) 原告ブラーハ信用組合(Uverni ústav u Prage)は、チエコスロヴァキヤによる没収等一連の措置にかかわらず、フランクフルト・アム・マインを住所とする連邦通貨区域(Währungsgebiet)に移転することが認められ、被告にたいする貸債権の返還請求訴訟で、内国法人として、返還債務切換換算上の利益が認められた。これまた国有化の領域外効力を否認したものである(一九六二・九・二〇判決⁽³⁾)。

(3) 入江、争訟処理、前掲、一一〇頁以下、一二三頁以下

(c) ドラルレ対チェコ共和国事件(一九五〇・五・一〇、オースタライヒ判決)、ズデーテン発生商標事件(一九五

七・七・二、西ドイツ判決)は、いづれもチェコスロヴァキヤの国内諸企業国有化に附帯する商標権の効力に関する問題で、没収の領域外効力を否認した。但し各件それぞれ独自の論点を有した。⁽⁴⁾

(4) 入江、争訟処理、前掲、二二二頁以下、二二五頁以下

(2) クーバ関係、サバティーン事件 アメリカの判例では、伝統的に、外国の国家行為は、自国の裁判所では、原則として、審理の対象とせず、その効力を認めるとの立場をとって来た(国家行為説、Act of State doctrine)。外国の国有化措置も、またその国家行為であり、カストロ政権のアメリカ企業国有化にたいしても、アメリカ裁判所は、この立場を堅持した。サバティーン事件判決は、ほぼこれを示すものである。⁽⁵⁾

(5) 入江争訟処理、同上、一七九頁以下、一八四頁以下、一八八頁以下

さすがにアメリカ議会も、カストロ政権の度を越すと思える没収措置に反撥して、国際法の原則に違反する没収行為にたいし、裁判所がこれに対応し得るような立法「ヒッケンルーパー改正」(Hickenlooper Amendment)を採択し(一九六五・九・七)、連邦最高裁差戻判決に基く控訴院判決に影響を与えた(一九六七・七・三一、原告クーバ国立銀行の再審申立にたいし、連邦最高裁の却下、一九六八・三・四)⁽⁶⁾。但し常に改正法に基く判決が行われたのではなく、依然国家行為説による判決もくりかえされた(別項)。

(6) 入江、上掲書、一九二頁以下

(3) クーバ関係、サルデインノ事件 ハヴァナ居住クーバ国民のニュー・ヨーク銀行預金引出送金請求事件で、サバティーン事件が関連的に論及されている。⁽⁷⁾

(7) Juan Rigores Sardino v. The Federal Reserve Bank of New York and the Secretary of the Treasury of the United States. United States Court of Appeals for the Second Circuit. Opinion of April 22, 1966. 1. L. M., Vol. V, No. 4 (July 1966), pp. 771

(4) クーバン関係、第一ナショナル・シティ銀行事件 同じくカストロ政権の国有化に関連して、ニュー・ヨーク第一ナショナル・シティ銀行が、クーバン国家機関、社会経済開発銀行 (Banco de Desarrollo Economico y social) にたいする融資に起因し、終局的にクーバン国立銀行 (Banco Nacional de Cuba) が第一銀行を相手取って、アメリカ裁判所に訴を起した事件あり、主権免除、国家行為説 (ビッケンルーパー改正との関連)、サブテラーノ事件の援用等々が行われ、控訴審判決 (一九七〇・七・一六) は、本件にビッケンルーパー改正は適用がなぐとして、国家行為説を支持し、連邦最高裁の差戻判決 (一九七一・一・二五) にたいしても、控訴審は、最初の判決を維持した (一九七一・四・二七)⁽⁸⁾。

(8) (1) Banco Nacional de Cuba against the First National City Bank of New York. United District Court, Southern District of New York. Opinion dated July 29, 1967. 1. L. M., Vol. VI, Nr. 5 (Sept. 1967), pp. 888. (2) U. S. Court of Appeals Decision, July 16, 1970. Vol. IX, No. 6 (Nov. 1970), pp. 1125. Ref. A. J. I. L., Vol. 65, No. 1 (January 1971), pp. 195 (3) U. S. Supreme Court Review of petition for writ of certiorari in First National City Bank v. Banco Nacional de Cuba. October 10, 1970. Vol. X, Nr 1 (January 1971), pp. 56. Brief in opposition for certiorari, Nov. 13, 1970 and Reply brief of petitioner, Nov. 16, 1970. Idem pp. 69, 83. Department of State letter of November 17, 1970, ibid pp. 89. (4) Cert. granted, Jan. 25, 1971. Brief by Banco Nacional de Cuba on remand, Feb. 25, 1971. Brief for defendant-appellee on remand, Feb. 25, 1971. Reply brief for plaintiff-

appellant on remand, March 12, 1971. Reply brief for defendant-appellee on remand, March 12, 1971. Decision of the U. S. Court of Appeals, April 27, 1971. I. L. M., Vol. X, No. 3 (May 1971), pp. 509, 518, 526, 530, 536. (5) Petition for a writ of cert. granted. by the Supreme Court, Oct. 12, 1971. Vol. X, No. 6 (Nov. 1971), pp. 1191.

(6) U. S. Supreme Court proceedings: Memorandum for the United States as Amicus curiae, Nov. 24, 1971. Brief for respondent on writ of cert. to the U. S. Court of Appeals for the Second Circuit, January 3, 1972. Vol. XI, No. 1 (January 1972) pp. 27, 45

(5) ドイツ民主共和国関係 東ドイツによる企業及び関連商標の国有化は、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)との対立、両存関係上、特殊の論件を供した。クネックプロト判決(一九四八・七・一九)、ツァイペルス判決(一九六一・三・七)、各国、各時の多数カルル・ツァイス事件判決がある⁽⁹⁾。

(9) 入江、争訟処理、前掲、二二〇頁以下、二二二頁以下、二二四―二三八頁、二三八一―二四九頁、二四九―二八五頁

(5) ユーゴスラヴィア関係 ユーゴスラヴィアの国有化補償については、関係国間に補償協定が締結され、協定の解釈と適用は、被補償国の国内問題であって、これに関する当該行政機関の審決については、別述したとおりである。

第六節 中華人民共和国の強制措置

一 中国共産党の外国財産没収綱領

中国共産党の政權掌握以前、その掲げた外国企業、財産の没収に関する政策綱要を見ることが出来る。しかしこれはあくまで、党の綱領であって、政權樹立とともに、それが皆現実の法令中に吸収されたものではない。

中国共産党は、漢奸、売国奴の財産没収、外国、特に日本の中国にある財産没収方針を政策綱領に掲げていた。一般の用語として、没収は、常に国有化を意味するのではない。例えば日本の法律について言えば、刑法上の没収は、刑罰の一種として科されるものであり（刑法第一九条）、没収物は国家の所有に帰せられるが、国有化とは目的を異にする。関税法違反犯罪貨物の没収（第一八条）についても、同様のことが言える。また国有化が没収を意味することがあるが、それは何ら補償なく、または事実上公正、妥当な補償なく行われる国有化のことであって、国有化国以外で、そのような国有化の効力が認められるか否かについて、また国有化の対象が外国財産、企業である場合、これにたいして補償の請求権が提起せられることについては、別に見たとおりである。

中国共産党の掲げる外国財産没収綱領は、財産の所属国及び所属国民によって、その目的も異なるものと解される。例えば満洲事変中及び日華事変中の日本財産没収は、多分に復仇手段の意味があつたらうし、太平洋戦争中の没収は、敵貨処置の性質を有したであろう。これに反して、平和関係ある外国、外国人財産、企業の没収は、そのいう帝國主義的經濟勢力の一掃を目的としたものであろう。

尤も中国共産党の標榜した外国財産没収政策は、そのまま、全般的に行われたものではなく、そのことは国共内戦段階及び中華人民政府樹立後、外国財産、企業にたいし、実際に採られた保護方針または管理措置について、具体的に見ることとし、ここでは先ず同党の外国資産没収政策を一瞥することとしよう。

(1) 党第六次全国代表大会政綱 中国共産党第六次全国代表大会（一九二八・七・九開会）は、「十大政綱」を採択し、その第二として、外国資本の企業及び銀行の没収を掲げた（第七として、一切の地主階級の土地没収、耕地の帰農^①）。

(1) 毛沢東選集、第一集（北京、一九五二）、一五三頁、一六一頁注二九。胡華、中国新民主主義革命史（北京、一九五三）、一二七—一二八頁

(2) 中国蘇維埃共和国憲法 第一回全中国ソヴェト大会（一九三一・一一・七）で、対外宣言及び中国蘇維埃共和国憲法大綱が發布され、憲法上、労働者、農民の民主專政国家樹立が標榜されるとともに（第一条以下）、帝國主義者の在華租界または租借地の無条件的回収と並んで、帝國主義者の掌中にある一切の税関、鉄道、船舶会社、鋸山企業、工場、作業場等の没収及び国有化につき規定し、但し蘇維埃政府の法律を完全に遵守することを条件として、外国資本家が、その各種企業にたいする借用を更新し、その事業を継続遂行することは、これを合法とした（対外宣言、憲法第八條^②）。

(2) 波多野乾一編、資料集成、中国共産党史、第一卷（昭和三十六年）五九六頁以下及び日本国際問題研究所中国部編、中国共産党史資料集、第五卷（一九七二年）四五〇頁以下所収。Victor A. Yakovlev: *The Chinese Soviets*, New York 1934, pp. 217 (*Text of Constitution of the Chinese Soviet Republic*).

(3) 「一九三五・八・一」宣言 第三国際第七次世界大会（一九三五・七・二五開会）は、「ファシズムの進展と反ファシズム労働階級統一戦線に対するコミンテルンの課題」として行った決議第三項中、中国に関しては、ソ

ヴェト運動の拡大、紅軍の強化、特に日本帝國主義及び親日派を目標とする全国的反帝國主義運動の助成について指針を与えた。中国蘇維埃政府中央執行委員会及び中国共産党中央委員会は、右第三國際の決議後、所謂「一九三五・八・一」宣言十項目を發し、「日寇の在華一切の財産を沒收し、対日戦費に充当すること」を掲げ(第三項)、併せて、「漢奸、売国賊の財産、糧食、土地を沒收し、貧苦の同胞及び抗日戦士の享有に交給すること」(第四項)を挙げた。⁽³⁾

(3) 入江、ヴェルサイユ体制の崩壊、上巻(昭和一八年)、一六三頁以下

(4) 中国共産党「反日民族統一戦線」の提唱 ここでも、右と同一事項が提唱された(一九三五・一二・二五)⁽⁴⁾。

(4) 入江、同上、一六五頁以下

(5) 中華蘇維埃人民共和国中央政府の全国抗日救国代表大会召集通告 大会召集の前提条件として掲げた諸項目中にも、売国借款の完全無効その他とともに、「一九三五・八・一」宣言十項目を再確言した(一九三六・二・二〇)⁽⁵⁾。

(5) 入江、上掲書、一六七頁以下

(5) 中国共産党中央委員会華北事变第二次宣言 以上共産党の宣言は、国民政府の立場とは一致せず、政府の方針として採用されたわけではない。その後、蘆溝橋事件の勃発を契機として(一九三七・七・七)。中国共産党は、民族統一戦線の結成、国共合作の持論を重ねて強調し、華北第二次宣言(一九三七・七・二三)では、日貨抵制、在華日本帝國主義の凡る銀行、鉱山、工場、商廠を沒收し、一切の政治的、経済的特権の取消等、八項を宣言した

(特に第四項)。

(6) 入江、同上、一九三頁以下

(7) 抗日救国十大綱領 党の抗日救国十大綱領(一九三七・八・一五発表)でも、冒頭の「打倒日本帝國主義」中、日本帝國主義在華財産、日本外債の否認その他を掲げた。⁽⁷⁾

(7) 同上、一九七頁以下

間もなく第二次国共合作が成立した(一九三七・九・二二宣言)⁽⁸⁾。

(8) 同上、二〇〇頁以下

二 治外法権撤廃と在華外国会社

中国共産党が在華外国企業、財産の没収に関する政策綱領を掲げたにかかわらず、一般的に言って、中華人民政府は、この政策綱領を実現に移したのではない。日華両国は、戦争状態にあったのであるから、日本の在華企業、財産が敵産処理の対象となったことは別として、平時関係にある諸国の企業、財産にたいしては、若干の没収を除き(追記参照)、むしろ一定条件の下で、これを尊重する旨声明した(後述)。

フランスは、第二次世界戦争直後、中華民国との在華治外法権及び関連ある権利の撤廃に関する条約(重慶、一九四六・二・二八署名、六・八実施)で、現に両国間に有効である条約または協定の条項で、中華民国領域におけるフランスの会社または国民にたいし、管轄権を行使する権限をフランス政府またはその代表者に与えているものは、総てこ

ここに廃棄すること、フランス会社及び国民は、国際法の原則に基き、中国の領域内では、中華民国政府の管轄権に服すべきことに同意した(第二条)⁽¹⁾。

(1) Yin Ching Chen: *Treaties and Agreements between the Republic of China and other Powers, 1929-1954*, pp. 259

治外法権の撤廃に関する同様の条約、協定は、右と前後して、諸国も中国と締結した。ところがフランスは、中国との上述条約署名後、その実施直前、政令を以て(一九四六・六・七)、中国で設立されたフランス会社は、フランスの国籍を保有することとした。その目的は、フランス会社が中国で設立され、中国に住所を有するとの一事で、治外法権廃止の結果、中国にたいする法的忠誠に服することを回避するためであったとされる。つまりフランスの立法者は、この政令によって、右諸会社は、フランス裁判所の管轄に関しては、パリに商業登記住所を有するものと看做されるわけであり、その住所は、真実の住所ではなく、擬制的な住所であるとして、この種歪曲立法にたいして、相当に厳しい非難も提起された。⁽²⁾

(2) J.-P. Niboyet: *Traité de droit international privé français, Tome II, 2ème Edition, Paris 1951, p. 363 (§ 768. Du siège social fictif)*

中国の不平等時代、列国は、各自国法に基き、中国に住所を有する会社を設立したのであるが、⁽³⁾上述の諸条約、協定は、治外法権の撤廃にかかわらず、中国所在会社が依然中国に住所を保持し、中国の管轄に服することを条件として、その事業を継続し得ることとしたものである。これにたいしフランス政令の上述法技術操作が、何ほどの必要性と実効性を有したかは疑問である。蓋し一方では、中国政府は、在華外国企業にたいして、保護の措置を講じたし、他

方では、外国企業も、社会主義法制と政策の制約に服さなければならなかったからである。

(3) 入江、中国に於ける外国人の地位(昭和十二年)、六六四頁以下、六六八頁以下、六八八頁以下

国共内戦過程で、党主席毛沢東及び人民解放軍總司令朱徳は、特に布告を發して、外国人が人民解放軍の法律に服従するかぎり、その生命及び財産を尊重する旨述べた(一九四九・四・二五)⁽⁴⁾。

(4) 新華社、一九四九・五・三。Survey of International Affairs 1949-1950, p. 323

やがて中華人民共和国政府の樹立に先きだつて、暫定憲法的意義を以て採択された中華政治協商會議共同綱領(一九四九・九・二九、中央人民政府の樹立は、一〇・一)では、中央人民政府は、法を守る外国僑民(外国居留民)は、これを保護すると規定した(第五九条)⁽⁵⁾。後の中華人民共和国憲法(一九五四・九・二〇)では、本憲法は、政治協商會議共同綱領を基礎とし、またその発展であるとしており(序言)、外僑保護に関する共同綱領規定に該当する規定がないからと言って、上述の原則に変更はないと解される。

(5) 中華人民共和国対外關係文件集、一九四九—一九五〇、第一集(北京、一九五七年)、一一—二頁

したがってフランスの在華商社が、この原則規定に忠実であるかぎりには、その法的地位に変化はなかったはずである。ただし変化があったとすれば、社会主義中国のことであり、その受ける規制は、国民政府時代と同一には論ぜられるものではなかったからである。

三 アメリカの公私預金凍結政令

アメリカは、中華民国と友好、通商及び航海条約を締結し（南京、一九四六・一一・四署名、一九四八・一一・三〇、批准書交換）、アメリカ国民及び会社、組合等は、中国で、営業活動、その他一定の地位を保障されている。⁽¹⁾しかし中国本土の政権が中華人民政府に移って後は、凡そ条約は、国家の名において締結されるものであるから、政権の交替は、条約の効力には影響がないとの一般論は、この場合通用しない。国民政府と中華人民政府とは、先行政府、後行政府の関係はなく、両者併存し、かつ対立の関係にあったからである。かつアメリカは、経済上、政治上、軍事上、北京政府に対立、反抗する台北政府を支持したからである。

(1) Yin Ching chen: *Treaties and Agreements*, supra pp. 295

すでに内戦の初段階で、中共中央委員会は、民主連合政府の樹立以前におけるアメリカの対華貸付にたいしては、一切責任を負わぬと声明した（一九四六・七・七）。次で国民党政府による一切の売国的行為は、無効とする旨言明し（一九四七・二・二）、後にも重ねて、同様の声明を行った（一九四八・一一・二）⁽²⁾。

(2) (1) 中共中央「七・七」九周年宣言（一九四六・七・七参照）、日本国際問題研究所、新中国資料集成、第一卷（昭和三八）年、二七六頁以下、(2) 中共中央の売国協定不承認声明（一九四七・二・一）、同上資料集成、四二七頁以下、(3) 国府の対アメリカ軍事援助要請に関する中共中央声明（一九四八・一一・二二）同上資料集成、第二卷（昭和三十九年）、三五六—三五七頁

こうした方針の対象となるのは、特に上述の友好通商航海条約、アメリカの国民政府にたいする援助協定（救済協定、一九四七・一〇・二七、経済援助双務協定、一九四八・七・三）等が数えられる。

中華人民政府の樹立後間もなく、政務院その他機関は、在華アメリカ資産にたいして、一定の制約措置を執った。但し没収または国有化等の極端な措置に訴えたのではない。それはアメリカ財産の管理、審査及び同公私預金の凍結に関する措置であり、これにつき政務院令を發した（一九五〇・一二・二八）。その主内容は、次のとおりである。⁽³⁾

(1) 中華人民共和国内にあるアメリカ政府及びアメリカ企業の財産は、一切直ちに当該地域の人民政府が管理し、審査するものとし、大行政区の人民政府（軍政委員会）の許可を得ないかぎり、その移管及び処理を行うことはできない。中央直屬省及び市の場合は、政務院財政委員会に報告し、その許可を得るものとする。

(2) 中華人民共和国に所在する一切の銀行内アメリカ公私預金は、直ちに凍結する。正当な業務及び個人生活を維持するに必要な費用も、また当該地域人民政府の許可を得た後に、始めて引出すことができる。その引出額は、政務院財政經濟委員会が別に定める。

以上の政令は、公布の日より直ちに施行する。

(3) アジア政経学会（川崎一郎）編、新訂中華人民共和国外交資料總覽（昭和三十五年）、一〇二二頁。中華人民共和国対外關係文件集、第一集、前掲、一九三頁。なお追記参照

右政務院令は、營業及び個人の引出額については、政務院財政經濟委員会の定めるところに譲ったのであるが、同委員会は、これに関する規定を制定した（一九五一・一・一四）。かつ外貨現金預金の支払については、外貨の公定相場⁽⁴⁾で算定し、支払うことをも定めた。

(4) 同上外交資料總覽、一〇二六―一〇二七頁。同上対外關係文件集、第二集、一九五一―一九五三頁（北京、一九五八年）、

附言すれば、中国のアメリカにたいする敵対的態度は、以上の過程で、朝鮮動乱の勃発、アメリカの実力行動によつて、いっそう熾烈となったのであり、中国は抗美(米)援朝保家衛國のため、人民志願部隊を導入して(一九五〇・一〇・二五)、アメリカ朝鮮出動軍と対決した。⁽⁵⁾

(5) 入江、国際法解義、三〇頁以下

四 アジア石油会社財産の徵用令

イギリス政府は、西ヨーロッパの主要国としては、最先に中華人民共和国政府を承認した(一九五〇・一・六)⁽¹⁾。しかも両国関係は、必ずしも円満ではなく、これには種々の原因があるが、外交関係としても、中国政府は、イギリスの承認及び臨時代理大使(J. C. Hutchison)派遣に関する通告に答えて、これに応じたに止まった(一・九、臨時代理大使の双方派遣につき、両国政府間に合意に達したのは、それより三年余後、一九五四・六・一七、中国政府の代理大使派遣発表は九・一〇、宦郷のロンドン着任は一〇・二七)⁽²⁾。

(1) 入江、国際法解義、一六七—一六八頁。対外関係文件集、第一集、前掲、一九二〇頁。B. Y. I. L., 1952, pp. 465
(2) 対外関係文件集、前掲、一九五四—一九五五、第三集、一〇七頁

このように英、華両国外交関係が正常な軌道に乗らない段階で、両国の間に生じた事件として、香港船渠で修理中の中国人民政府接収、その管轄下にあった油船永灝が香港政庁により強制接収された事件あり(一九五一・三・一四の

交通部長声明、一九五一・四・一八、外交部副長声明⁽³⁾、中国政府は、これにたいする復仇とは公言してはいないが、政務院令を以て、シェル石油会社の子会社アジア石油会社 (Asiatic Petroleum Company, a subsidiary of the Shell Oil Company) の全財産を徴用した (一九五一・四・三〇)⁽⁴⁾。

(3) 対外関係文件集、第二集、前掲、一四頁、一六頁

(4) 同上、一八一—一九頁。外交資料総覧、前掲、一〇〇頁以下。Survey of International Affairs 1951. By Peter Calvo-coressi. 1954, pp. 375

政務院の「亜細亞火油公司」財産徴用及び全保有石油の買上命令は、その内容次のとおりである。

(1) わが国家安全及び公衆利益の見地より、ここに英国のわが領域内各地のアジア石油会社本社及び支社機構の事務所及び販売所を除く全財産を徴用し、その全保有石油を買い上げることに決定する。

(2) 同会社各地の責任者は、その本社及び支社機構の事務所及び販売所を除くその動産及び不動産を含む全財産の明細書を作成して、軍事管制委員会又は当該地人民政府に申告し、その処理を求めなければならない。右責任者は、責任を以て、右財産の保護及び引渡に当らなければならない、盗取、破壊、移転、隠匿等の不法情事があったはならず、違反すれば厳罰に処する。

以上の命令は、公布の日より施行する。

五 会社、財産接収と外国諸判例

中国人民共和国の管下に接収され、または広義で、国有化の範疇に入る会社、財産に関して、領域外で、その効力が争われた裁判事件は、最も銀行関係が多く、また航空会社に属する案件もある。事件は、アメリカ及びイギリスの裁判所に提起されたものであり、結果的には、いずれも中国人民共和国系に接収された効力は否認され、これにたいしては、逐一同政府または関係機関による抗議声明が発せられた。以下は単に各事件の件名を列挙し、その内容を指示するに止める。

(1) 中国銀行対ウェルズ・ファーム銀行事件 中国銀行は、取締二五名中、一三名は政府が任命し、一二名は株主により選任せられる国家管理の強い銀行であった。同行は、国共内戦段階で先ず人民解放軍に接収されたのであるが(一九四九・五・二八)、中華人民政府の樹立後、間もなく、カリフォルニア連邦地方裁判所にたいし、同行が原告として、ウェルズ・ファーム銀行を相手取って、被告銀行内の原告名義預金六二万ドル余を回収するための訴訟を起した(一九四九・一一・九)。これにたいしては、国民政府系の会社取締役が対立主張を試み、裁判所として⁽¹⁾は、当面の事情上、当該資金の地位は、「無期延期」とする旨の決定(却下方式)を行った(一九五〇・七・一七)。本判決にたいしては、原告中国銀行総経理の声明がある(一九五二・七・五)⁽²⁾。

(1) Bank of China v. Wells Fargo Bank and Union Trust Co. United District Court N. D. California. S. D. July 17, 1950. 92 Federal Supplement, pp. 920

(2) 対外関係文件集、第二集、前掲二一一―二二二頁。外交資料総覧、前掲、一〇二七頁

(2) チェーズ・ナショナル・バンク対郵政儲金匯業総局事件及び中華民国対アメリカン・エクスプレス会社事件

ともに類似の事件、郵政儲金匯業総局は、前掲中国銀行と同様、台北系と北京政府系に岐れ、アメリカ銀行預金の帰属に関して対立した争執である。⁽³⁾第二件の被告アメリカン・エクスプレス会社は、自行預金約五二万五〇〇〇ドルの存在する事実は争わなかったが、原告の回収要求にたいして、北京の人民共和国政府郵政儲金匯業局長も、この預金にたいする請求を行っていると抗弁し、裁判所は、被告の申立を認めて、原告にたいする支払義務を免じた(一九五二・二・四)⁽⁴⁾。

(3) Chase National Bank of City of N. Y. v. Directorate General of Postal Remittances & Savings Bank, etc., et al. U. S. District Court, S. D. New York, Jan. 17, 1951, 95 F. Supp. 733

(4) Republic of China v. American Express Co. U. S. Court of Appeals, Second Circuit (New York), February 4, 1952, 195 F. 2d 230. I. L. R., Year 1952, pp. 192 (Case No. 39).

なお郵政儲金匯業局の在米預金に関するニューヨーク裁判所判決にたいして抗議する郵政総局局長の声明(一九五三・六・二〇)参照。対外関係文件集、第二集、前掲、一三七—一三八頁、外交資料総覧、前掲、一〇二七—一〇二八頁

(3) 中国航空公司及び中央航空会社事件 中央人民政府によれば、両航空会社は、ともに同政府に接収され、所有されているとされたものである。ところが中国航空公司所属航空資産は、香港で差押えられ、香港各級裁判所の判決を経て、最後には枢密院司法委員会に上告された。結局香港啓徳飛行場にある航空機三二機は、その部分品、設備等附属物とともに、国民政府系航空会社に引渡すこととされた(枢密院司法委員会判決は、一九五二・一〇・一三)⁽⁵⁾。

(5) Civil Air Transport Incorporated (Appellants) v. Claire Lee Chennault and Whiting Willauer (1st Respon-

idents) and H. C. Wang and Others (2nd Respondents and Third Parties), Hong Kong, Supreme Court, Appellate Jurisdiction. May 13, 1950. I. L. R., Year 1950, pp. 173 (Case No. 45). Hong Kong, Supreme Court, May 21, 1951. Supreme Court (as Court of Appeal). December 28, 1951. Judicial Committee of the Privy Council. October 13, 1952. I. L. R., 1952, pp. 85 (Case No. 20). Conf. B. Y. I. L., 1952, pp. 464.

発端より本件につき、周恩来声明(一九四九・一二・三)、民航局局长声明(一九四九・一二・二三)、外交部長声明(一九五〇・四・三)、外交部副部長のイギリス交渉代表あて書簡(一九五〇・五・一七)、民航局長声明(一九五〇・九・二一)、イギリス政府あて、外交部副部長の抗議声明(一九五二・八・二)、同再度の抗議声明(一九五二・一〇・二八)。なお中国航空公司財産処分問題で、再度香港政庁に抗議する民政局局长の声明(一九五五・五・一四)。

対外關係文件集、前掲、第一集、八八頁、同八九頁、同一一三頁、同一二二―一二三頁、同一四七―一四八頁。第二集、八四―八六頁、同九六―九七頁。第三集、一九五四―九五五、三〇一―三〇二頁

追記

アメリカ国務長官ウイリアム・ロジャースは、中国外交部部長姬鵬飛と会談した機会に(在パリ中国大使館、一九七三・三・一)、中国共産党政権成立当時の在華アメリカ資産没収(二億五〇〇〇万ドル)及び朝鮮動乱中の資産凍結(七八〇〇万ドル)をふくむ財政問題解決のため、交渉を進めるにつき、原則的に合意に達した旨言明した(パリ、三・二)。